



第2部

基本計画





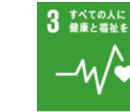
(子育て・教育)

未来を創り出す子どもが育つまちづくり

施策 1 – 1

子ども・子育て支援の充実

- 1 母子保健対策の推進
- 2 保育の供給及び多様な保育ニーズへの対応
- 3 子育ての場づくりと子育てを支える体制づくりの推進
- 4 援助を必要とする児童・保護者への支援



施策 1 – 2

家庭、地域の教育力の向上



- 1 子育て世代に関する家庭教育の充実
- 2 学校・家庭・地域の連携協働の推進
- 3 青少年健全育成の推進



施策 1 – 3

学校教育の充実



- 1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進
- 2 児童・生徒の健全育成
- 3 安全・安心で充実した教育環境の整備

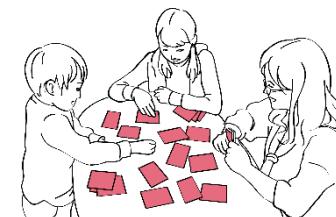


施策 1 – 4

特別支援教育の充実



- 1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実
- 2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化
- 3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進



施策 1 – 1 子ども・子育て支援の充実



● 現況と課題

①妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門職が個別の相談に対応するとともに、必要な支援や関係機関と連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供しています。妊娠期から乳幼児期までの各種健康診査等の受診率向上に努め、妊婦の健康管理や先天性疾患等の早期発見・早期治療、発育・発達状況に応じた相談支援を行うことが重要です。出生率が低下している現状を踏まえ、子どもを望む夫婦の経済的負担軽減を図る必要があります。

②多様な働き方や経済状況により、共働き世帯は増加していますが、少子化に伴う児童数の減少により、保育需要はゆるやかな減少傾向にあります。このため、将来を見据えた保育の量の確保と質の向上に取り組む必要があります。また、延長保育や一時保育、乳児等通園支援事業など、多様なニーズに対応した保育サービスや子育て支援の充実も求められています。公立保育所については、老朽化に伴う計画的な施設改修、私立保育所や認定こども園については、施設整備要望に関する補助の実施などにより施設整備の促進を図る必要があります。

③ライフスタイルの変化により、子育てに関し多様なニーズが生じていることから、緊急時の預かりや病児・病後児の預かりなど、多様なニーズに対応するとともに、子育て家庭の経済的負担や育児不安などを軽減する必要があります。また、子育てに関する情報の提供や、気軽に親子が集まる場として、子育て交流施設すくすく（地域子育て支援拠点等）における支援内容の充実を図ることや、子どもたちが安心して遊ぶことのできる児童センターの適切な維持管理を行う必要があります。さらに、0歳から18歳までの子どもや妊産婦、保護者が気軽に訪れて相談できるよう包括的な子育て支援体制を確立し、その機能の充実を図る必要があります。

④ひとり親家庭は、相対的貧困率が高く生活の中に多くの問題を抱える傾向にあるため、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成等の経済的な支援だけではなく、精神的な支援の充実を図る必要があります。また、児童の虐待が社会的な問題となっており、相談件数も増加し、その内容も深刻化していることから、こども家庭センターが中心となり、児童相談所や関係機関と連携を図りながら、サポート体制を充実させる必要があります。

● 成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	3歳児健診におけるむし歯がない幼児の割合	86.3% (令和元年度)	88.9% (令和6年度)	90.0% (令和12年度)
継続	待機児童数（3月1日時点）	4人 (令和元年度)	0人 (令和6年度)	0人 (令和12年度)
継続	地域子育て支援拠点（地域子育て支援拠点等）利用者の満足度	— (令和元年度)	98.8% (令和6年度)	95.0% (令和12年度)
継続	児童虐待重大事案発生件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和6年度)	0件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 1－1－1	母子保健対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から子育て期にわたる支援を継続的に行います。 ●新生児スクリーニング検査の拡充や健診による発育や発達面の遅れ、疾患の早期発見・早期治療・早期支援を行います。 ●不妊に悩む夫婦への支援を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●すまいるステーション等における妊娠期からの相談・訪問体制の充実 ●産後ケア事業等の充実 ●妊産婦一般健康診査・乳幼児健康診査の実施 ●歯科保健の充実 ●妊娠前検査費、不育症検査治療費、不妊治療費（一般・特定・先進医療）への助成 ●拡大新生児スクリーニング検査への助成 など



基本計画 1－1－2	保育の供給及び多様な保育ニーズへの対応
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の供給量を確保します。 ●子ども子育て支援法に基づき、多様な教育・保育ニーズへ対応します。 ●公立保育所については、適切な維持管理を行います。 ●私立保育所や認定こども園については、施設整備要望に対し補助を行い、整備の促進を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●待機児童の解消 ●延長保育、一時保育、休日保育、乳児等通園支援事業等の実施 ●公立保育所や私立保育所等の計画的な整備・改修 など



基本計画 1－1－3	子育ての場づくりと子育てを支える体制づくりの推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●多子世帯など多様なニーズに応じた魅力的な支援施策を実施します。 ●ファミリー・サポート・センターの運営や病児・病後児保育を継続します。 ●気軽に親子が集える場、子どもたちが安心して遊べる場を確保します。 ●ワンストップで、子育てに係る家庭、福祉、教育の相談ができる施設の整備を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども医療費助成事業の実施 ●愛顔の子育て応援事業の実施 ●子育て交流施設すくすく（拠点型・利用者支援型）の実施 ●地域子育て支援拠点での一時預かり事業の実施 ●ファミリー・サポート・センターの運営 ●児童センターの運営 ●こども・子育て複合施設の整備 ●出産世帯への応援事業の実施 など



●課題解決に向けた取組方針

基本計画 1－1－4	援助を必要とする児童・保護者への支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●こども家庭センターの機能を強化し子育てに関する不安の軽減に努めます。●関係機関と連携して相談・サポート体制の充実を図ります。●生活困窮している世帯への支援を行います。●ひとり親家庭への支援の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●こども家庭センターにおける各種相談業務の充実●教育、福祉部門を含む関係機関との連携●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施●育児・家事支援の実施●関係機関と連携したこども食堂への支援等●児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金等によるひとり親家庭への総合的な支援の充実●要保護児童対策地域協議会の充実 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画（令和4年度）●第3次元気プラン新居浜21（令和6年度）●新居浜市こども計画（令和7年度）
-------------	---

施策1－2

家庭、地域の教育力の向上



●現況と課題

①核家族や一人親世帯が増え、親族等から家事や育児のサポートを得ることが困難な家庭が増えているため、子育てに関する相談・サポート体制の充実を図り、地域全体で子育て世代の家庭教育を支援する必要があります。このため、公民館や交流センター等において、各種講座等を開催していますが、家庭教育に関する講座は年々減少傾向にあるため、今後は、家庭教育の充実等、社会の必要課題に応じた講座を充実し、受講を促す必要があります。

②コミュニティ・スクールの導入により、地域住民が学校活動に参画する機会が増えており、交流が進むことで、地域の連帯感や教育力の向上につながっています。そのためには、地域における地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の育成が不可欠であり、人材育成のための研修等の充実を図る必要があります。また、子どもと家族と一緒に休める環境や仕組みづくりを目指し、子どもと家族の学びとふれあいの機会を増やす取り組みを設けるなど、今後においても、学校、家庭、地域の連携をさらに強化し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを促進する必要があります。

③市内全域において、子どもの動向を見守り、非行を防止するためには、地域の大人が、日頃から地域の子どもに接する機会を持ち、地域の中で子どもを守り、育てる雰囲気を醸成していく必要があります。また、各校区の少年指導委員による補導活動は、青少年の非行防止に効果がありますが、委員の高齢化が進んでおり、新たな委員の育成・確保が課題となっています。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	講座参加者の満足度	— (令和元年度)	85.5% (令和6年度)	90.0% (令和12年度)
継続	地域学校協働活動ボランティア 参加者数	38,500人 (令和元年度)	40,148人 (令和6年度)	46,200人 (令和12年度)
継続	コミュニティ・スクール(CS) 発信 のイベント数	79回 (令和元年度)	132回 (令和6年度)	150回 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 1－2－1	子育て世代に関する家庭教育の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館・交流センター等の講座内容の充実を図り、受講者の増加を目指します。 ●三世代が集う事業を実施し、地域全体で子育て世代を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育に関する学習・相談機会の拡充 ●三世代交流事業の充実 など



基本計画 1－2－2	学校・家庭・地域の連携協働の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。 ●コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。 ●学校、家庭、地域の連携協働による家庭、地域の教育力の向上を目指します。 ●放課後児童クラブも含めた放課後対策事業の一体的な推進を図ります。 ●「子どもと家族が一緒に休める環境や仕組み」を作り、子どもと家族の学びとふれあいの機会を増やすことを目指します。 ●市内高等学校、新居浜高専等とも連携して、子どもたちの郷土愛や自立心の醸成を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域学校協働本部推進事業の実施 ●放課後子ども教室推進事業の実施 ●放課後まなび塾推進事業の実施 ●地域における地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の育成 ●「あかがねラーニング制度」の実施 など



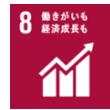
基本計画 1－2－3	青少年健全育成の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や子どもの育ちに関わる団体間の連携強化を図ります。 ●地域や関係団体等と連携し、補導活動の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの育ちに関わる団体についての調査実施 ●街頭補導活動等の実施 ●市PTA連合会や警察との連携強化 ●少年補導委員の育成・確保 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市こども計画（令和7年度）
------	---

施策 1 – 3 学校教育の充実



●現況と課題

①令和元年度より市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校と地域が連携協働して教育活動に取り組むことができるようになりました。今後においても、地域の声を反映し、地域とともに育つ特色ある学校づくりを推進する必要があります。また、本市の目指す学校づくりを推進するため、教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化にも努める必要があります。さらに、国際化の進展など、社会環境が目まぐるしく変化する時代において、様々な変化に柔軟に対応できる、生きる力をもった子どもを育成していくためには、基礎的な学力・体力向上を目指す取組に加え、子どもが自分自身で学ぶ意欲を育む取組を推進していく必要があります。また、学校現場だけでなく、家庭や地域と連携しながら、生きた英語教育や環境教育、防災教育等を推進していく必要があります。

②児童・生徒におけるいじめ・不登校等の問題原因は、複雑化・多様化しており、個々のケースに応じ、細やかな相談・対応を行う必要があります。そのため、専門的な知識を有する相談員等の配置、相談できる場所や不登校児童・生徒の居場所の確保、気軽に相談ができる環境の整備により一層努める必要があります。また、子ども達の心と身体の発達を図るために、栄養たっぷりで美味しい給食の提供を目指します。

③学校施設については、建築後40年を超える建物が増加しており、その多くが更新時期を迎つつあることから、既存施設の計画的な修繕に加え、建替や長寿命化改修を進める必要があります。さらに、児童・生徒数の減少に伴い学校の小規模化が進んでいることから、学校再編に向けた取組を推進する必要があります。また、情報化社会に対応できる力を育成するため、教育現場におけるＩＣＴの活用を推進し、生成AIに関する理解を深める必要があります。また、公立幼稚園については、就学前人口の減少が進行している状況を踏まえ、市全体の幼児教育の受入体制やインクルーシブ教育の実施体制を構築し、施設の廃止を検討する必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	全国学力・学習状況調査の全国平均点以上の学校の割合	51% (令和元年度)	45% (令和6年度)	60% (令和12年度)
追加	課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組むことが出来ると回答した児童生徒の割合	－	76.9% (令和6年度)	80% (令和12年度)
継続	不登校児童・生徒数割合	2.0% (令和元年度)	5.4% (令和6年度)	5.4% (令和12年度)
追加	学校以外に専門機関等と関わりのある不登校児童生徒の割合	－	39.7% (令和6年度)	50% (令和12年度)
継続	学校情報化優良校の認定	1校 (令和元年度)	28校 (令和7年6月)	28校 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 1－3－1		地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・家庭との連携を図り、特色ある学校づくりを推進します。 ●教職員の資質・能力の向上に努めます。 ●学力・体力向上に向け、課題を明確にしたうえで、取組の焦点化を図ります。 ●様々な課題に対応できるよう自ら学ぶ意欲の向上に努めます。 ●生きた英語教育や環境教育、防災教育等を推進します。 ●教職員の防災士・資格取得を啓発・支援します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの推進 ●教職員を対象とした各種研修会の開催 ●新居浜市教育研究所の活性化・有効活用 ●新居浜市教育力向上推進委員会の開催 ●E S D・S D G s推進事業の実施 ●学校運営協議会や専門機関と連携した防災研修の実施を検討 ●子どもの学ぶ意欲を高める授業づくり など 	
基本計画 1－3－2		児童・生徒の健全育成
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●個々のニーズに応じた相談体制の整備・充実を図るとともに、児童・生徒にあった学びの場を提供します。 ●スクールソーシャルワーカー等の専門員の配置・連携を強化します。 ●子ども達の心と身体の発達を図る栄養たっぷりな給食を提供します。 ●新たな学びの場や、生徒が安心できる居場所を確保します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における相談活動の充実及び関係機関との連携強化 ●教育支援センターにおける教育の充実 ●給食費の費用負担の軽減 ●サポートルームにおける個別支援の充実 など 	
基本計画 1－3－3		安全・安心で充実した教育環境の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●「新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」に基づき、学校再編に向けた取組を推進するとともに、既存施設の計画的な改修や更新を行います。 ●教育現場におけるICT活用を推進し、生成AIに関する理解を深めます。 ●「新居浜市立公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画」に基づき、公立幼稚園の廃止に向けた取組を推進します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●規模適正化検討対象校の統廃合の推進 ●学校施設の大規模改修、長寿命化改修の計画的な実施 ●教育用タブレット端末等のICT機器の整備及び生成AIの利活用方法を含めた教職員研修の実施 ●公立幼稚園の廃止に向けた関係機関との協議 ●小中学校体育館への空調整備 ●金子小学校整備事業の実施 など 	

●関係計画

関係計画

- 新居浜市立公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画（令和4年度）
- 新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画（令和5年度）
- 新居浜市こども計画（令和7年度）

施策 1 – 4 特別支援教育の充実



●現況と課題

- ①発達に課題のある子どもの数が増加しています。周囲に子育ての悩みを相談したり、子育て方法を学ぶことができず、孤立感や孤独感を抱えている保護者も増加しています。このため、子どもや保護者が安心して相談できる場所や保護者同士が交流できる居場所が求められています。また、専門的な知識をもつスタッフの確保が求められています。
- ②社会全体において障がいや発達に課題のある子どもに関する理解を深め、子どもの能力や教育的ニーズに合わせ、多様な学びの場を提供し、教育環境の充実を図る必要があります。
- ③障がいや発達に課題のある子どもが成長段階に応じ、自立に向けた支援を受ける際、関係機関との連携・情報共有が必要です。家庭生活や地域生活を含め、一貫した支援を行うためには、個別の教育支援計画による関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

●成果指標と目標値

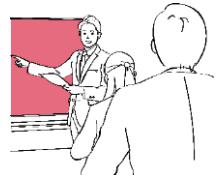
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	相談率（総合相談人数/2～14歳の男女人口（市内））	5% (令和元年度)	6% (令和6年度)	7% (令和12年度)
継続	特別支援教育研修の評価度（満足度）	90% (令和元年度)	98% (令和6年度)	100% (令和12年度)
継続	特別支援学級における個別の教育支援計画の活用率	92% (令和元年度)	94% (令和6年度)	100% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

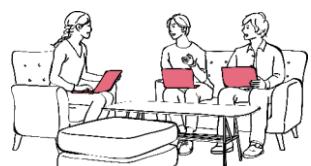
基本計画 1－4－1	より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや保護者が安心して相談できる体制の充実を図ります。 ●就学前から成長段階に応じ、自立に向けた長期的な視点による一貫した支援ができるよう相談を行います。 ●関係機関との連携を強化し、早期発見・支援の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談及び支援会議の効果的な活用 ●園内、校内研修支援事業の推進 ●「育ちの教室」「ことばの教室」等の発達相談の実施 ●保護者支援・保護者の交流・学びの場の充実 など



基本計画 1－4－2	特別支援教育の啓発と支援体制の強化
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●対象児、保護者、担当教諭との連携、相談体制を強化します。 ●新居浜市教育支援委員会において、子どもの能力や教育的ニーズに合わせた多様な学びの場を検討します。 ●支援者的人材確保、スキルアップに努めます。 ●新居浜市地域発達支援協議会において、就学前から自立に至るまでの支援に向けて必要な課題を検討します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●インクルーシブ教育を推進する研修の実施 ●啓発のための講演会の推進 ●就学相談の充実 ●地域支援事業の利用促進と継続的な活用 ●児童発達支援の啓発 など



基本計画 1－4－3	地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●個別の教育支援計画を活用した連携・情報共有を図ります。 ●家庭と教育と福祉の連携による自立に向けた支援を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関との連携の強化 ●個別の教育支援計画の作成と活用の充実 など



● 関係計画

関係計画

- 新居浜市地域福祉推進計画2021(令和2年度)
- 新居浜市第3期障がい者計画(令和2年度)
- 新居浜市第7期障がい福祉計画（令和5年度）
- 新居浜市第3期障がい児福祉計画（令和5年度）
- 新居浜市こども計画（令和7年度）



(健康・福祉)

健康で、いきいきと暮らし、支え合うまちづくり

施策 2－1

健康づくりと医療体制の充実



- 1 地域と一緒にした健康づくりの推進
- 2 こころと体の健康づくりの推進
- 3 救急体制の維持・強化と地域医療の確保



施策 2－2

地域福祉の充実



- 1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
- 2 地域福祉活動の推進と担い手の育成
- 3 生活困窮者支援を通じた地域づくり



施策 2－3

障がい者福祉の充実



- 1 障がい者への理解と社会参加の推進
- 2 障がい福祉サービスの充実
- 3 地域生活の支援体制の充実



施策 2－4

高齢者福祉の充実



- 1 住み慣れた地域での生活支援
- 2 介護予防及び介護サービスの充実
- 3 共に生き支え合う社会づくり



施策 2－5

社会保障の充実



- 1 生活の安定と自立に向けた支援
- 2 介護保険制度の円滑な運営
- 3 国民健康保険事業の健全な運営



施策2－1 健康づくりと医療体制の充実



●現況と課題

① 健康寿命の延伸を目指して、新居浜市健康増進計画「第3次元気プラン新居浜21」に基づき、健康づくり事業を行っていますが、さらに、市民の健康意識の向上や主体的な健康づくりを推進するため、地域組織や団体など市民との協働による健康づくりに取り組んでいく必要があります。また、食事バランスの偏りや食習慣の乱れにより、若いころからの生活習慣病の発症及び重症化等の問題が生じているため、引き続き若い世代からの生涯を通じた望ましい食生活の推進に取り組むことが重要です。

② 現在、生活習慣病、がんを原因とする死亡が多く、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の発症予防、重症化予防への取組や、がん検診受診者の増加、精密検査の受診率の向上、禁煙など推進する必要があります。一方、こころの健康に関する相談数が増加し、相談内容も複雑かつ多様化しており、自殺問題も深刻な状況となっているため、地域・職域・関係機関と連携し取り組むことが必要です。また、感染症を予防するために予防接種の啓発、新興感染症等の正しい知識の周知を図る必要があります。

③ 新居浜市医師会と協力し、休日及び夜間の救急患者に関する診療体制の整備を図っていますが、救急医療体制の維持・確保のためには、体制の明確化、市民の救急医療に関する意識を向上させていく必要があります。また、医師の高齢化等により、医師不足が深刻化しており、今後、医師確保に向けた取組を進めていく必要があります。

●成果指標と目標値

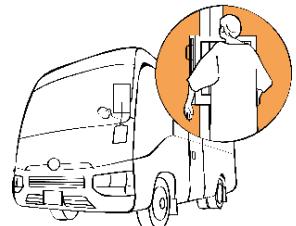
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	健康寿命	男性78.6歳 女性83.2歳 (平成30年度)	男性79.5歳 女性83.3歳 (令和6年度)	男性79.6歳 女性84.2歳 (令和12年度)
継続	がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)の 精密検査受診率	84.5% (平成30年度)	84.5% (令和4年度)	90.0% (令和12年度)
継続	新居浜市医師確保奨学生 貸付制度奨学生の数	1人 (令和元年度)	合計7人 (令和3~6年度)	合計10人 (令和3~12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-1-1	地域と一体になった健康づくりの推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市食生活改善推進協議会等の関係団体や職域・地域等と協働し、健康づくりを推進します。 ●運動や食生活改善等の主体的かつ継続的な健康づくりを推進します。 ●若い世代の食への関心を深め、食生活の改善への取組、健全な食習慣の確立を目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市食生活改善推進協議会等各団体と連携した健康づくりの推進 ●健康アプリを活用した定期的な運動の推進 ●職域と連携した壮年期の健康づくりの推進 ●乳幼児健診における栄養相談や食育教室等の開催 など



基本計画 2-1-2	こころと体の健康づくりの推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な健康教育・健康相談に取り組みます。 ●がん検診受診者の増加・精密検査受診率の向上に取り組みます。 ●地域、職域、関係機関等と連携して自殺対策計画を推進します。 ●予防接種の勧奨と感染症等のまん延予防に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防、がん、禁煙等の健康教育・健康相談の実施 ●がん検診・精密検査受診勧奨 ●こころの健康づくりの推進及びゲートキーパーなど、自殺対策を支える人材の育成 ●予防接種の啓発及び勧奨 ●新興感染症予防に関する正しい知識の普及啓発 など



基本計画 2-1-3	救急体制の維持・強化と地域医療の確保
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療体制を維持します。 ●休日夜間急患センターの計画的な施設整備を行います。 ●医療体制の充実に向けた取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民への適正受診啓発 ●休日夜間急患センターの整備 ●医師確保奨学金貸付事業等の啓発 ●新規開業等支援事業の制度見直し及び啓発 ●オンライン診療の検討 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次元気プラン新居浜21（令和6年度） ●第三次新居浜市食育推進計画（令和6年度） ●第二次新居浜市自殺対策計画（令和6年度）
------	---

施策2－2 地域福祉の充実



●現況と課題

①少子高齢化の進展による核家族化、高齢者世帯の増加等に伴い、家庭における介護機能の低下や地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいますが、今後、地域福祉への意識の高揚を図り、住民自らが地域福祉の担い手となるようなシステムづくりを推進する必要があります。また、誰もが安心して地域生活をおくことができるよう、バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例に基づき、公共建築物や道路などのバリアフリー化を促進する必要があります。

②新居浜市社会福祉協議会や民生児童委員の活動とともに、NPOやボランティアによる市民活動が、地域福祉に重要な役割を果たすようになってきているため、社会福祉協議会の機能の充実や民生児童委員活動の質の向上を図るとともに、ボランティア人材の育成に努め、ボランティア市民活動センターの充実を図る必要があります。また、近年、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のための支援体制の整備が重要となってきていることから、地域の情報伝達体制や避難体制の整備を図り、地域の共助による安心安全の地域づくりを進める必要があります。

③生活保護に至る前の失業者、ニート、ひきこもりなど生活困窮者に関する支援を強化するために、平成27年4月より、生活困窮者自立支援制度が開始されました。生活困窮者は、複合的な課題を抱えている場合が多く、早期把握・早期支援が求められ、課題解決には、包括的な支援体制の強化や地域のネットワーク構築、各種関係機関との連携が必要とされています。大人のひきこもりについては、8050問題や介護離職に伴うものが、顕在化してきていますが、ひきこもりの原因是多岐にわたり個別性も高いため、相談・対応機能を構築する必要があります。

●成果指標と目標値

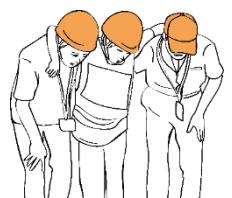
区分	成果指標名	計画策定時 (令和6年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	民生児童委員活動件数	6,704件 (令和元年度)	5,939件 (令和6年度)	7,300件 (令和12年度)
継続	ボランティア・市民活動団体登録数	223団体 (令和元年度)	246団体 (令和6年度)	252団体 (令和12年度)
継続	生活困窮者支援成果率	92% (令和元年度)	85% (令和6年度)	95% (令和12年度)
追加	生活困窮者に対する関係機関との対応件数	—	52件 (令和6年度)	75件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-2-1	地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校区単位を基本とした地域の福祉拠点の充実を図ります。 ●地域ネットワークの充実・強化を図ります。 ●公共建築物、道路、公園などのユニバーサルデザイン化を促進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくりのための啓発活動及びイベントの開催 ●総合福祉センターの機能充実と維持管理 ●ユニバーサルデザインの理解促進 など



基本計画 2-2-2	地域福祉活動の推進と担い手の育成
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の組織機能の充実を図ります。 ●民生児童委員の活動強化を図ります。 ●ボランティア人材の育成を促進します。 ●避難行動要支援者の安心安全体制の強化を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会及び民生児童委員活動の充実・強化 ●各種ボランティア養成講座の実施 ●避難行動要支援者名簿の整備及び情報伝達体制の構築 ●避難行動要支援者の避難支援体制の構築及び避難訓練の実施 など



基本計画 2-2-3	生活困窮者支援を通じた地域づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的な支援体制の強化を図ります。 ●生活困窮者自立支援制度と生活保護制度間の連携を強化します。 ●大人のひきこもりに関する相談・対応機能を強化します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●就労準備支援事業等任意事業の実施検討 ●生活困窮者支援を通じた相互に支え合う地域ネットワークづくり など



●関係計画

関係計画	●新居浜市地域福祉推進計画2021(令和2年度)
------	--------------------------

施策2－3 障がい者福祉の充実



● 現況と課題

①すべての人が地域社会の一員として安心して暮らせる等「ノーマライゼーション」の理念は、障がい者福祉の最も基本的な考え方であり、障がい者施策を進めるうえでの重要なテーマです。市民、各種団体、企業、行政がともに力をあわせ、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指すために、この理念の普及啓発を行い、障がいへの理解を深める必要があります。また、障がい者が自立するために大切な就労機会の確保や支援体制の充実を進めていく必要があります。外出時の移動手段の確保や視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等のコミュニケーションの確保、文化・スポーツ活動などに関する支援なども継続して充実を図っていく必要があります。

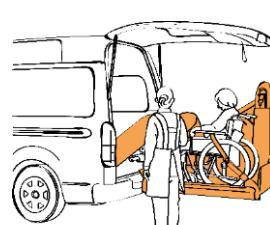
②障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化への対応が求められており、このためサービス利用は増加しています。また、医療費等経済的負担の軽減を図る必要があり、災害や感染症が発生し、長期間に渡るサービスへの影響が生じた場合における対応も課題となっています。これらの状況を踏まえたサービス提供体制の構築に向け、障がい福祉計画等に基づき着実に各種サービスの充実を図る必要があります。障がい者福祉センターなど施設の老朽化等に対応し、障がい者施設の整備・機能充実を引き続き推進することが求められています。

③障がいがあっても地域で生活していくために、障がい者の健康づくりを進めるとともに、障がい者が抱える日常生活や社会生活を送るうえでの不安や悩み、サービスの利用方法などの相談ができる支援体制の充実強化、生活の場の確保を図る必要があります。また、障がいを早期に発見・支援することや、発達段階や障がい特性に応じた支援、障がい児を育てる家庭に関する支援等が重要であり、医療的ケアが必要な子どもへの十分な支援体制の整備を進める必要があります。権利擁護や虐待対応を含め、ライフステージに応じた生涯にわたる一貫した支援のさらなる充実を図ることも求められています。

● 成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	障がい理解促進研修・啓発事業の参加者数	1,647人 (令和元年度)	1,906人 (令和6年度)	2,000人 (令和12年度)
継続	障がい福祉サービス利用者数	1,110人 (令和元年度)	1,739人 (令和6年度)	2,000人 (令和12年度)
継続	相談支援事業利用件数	7,701件 (令和元年度)	5,615件 (令和6年度)	6,300件 (令和12年度)
追加	障がい者の成年後見制度利用支援数	4件 (令和元年度)	7件 (令和2年度～令和6年度)	10件 (令和8年度～令和12年度)

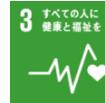
●課題解決に向けた取組方針

基本計画 2－3－1 障がい者への理解と社会参加の促進	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●「ノーマライゼーション」理念の普及啓発、合理的配慮を含む地域共生社会の構築を推進します。 ●移動、コミュニケーション確保等に関する支援を推進します。 ●就労機会の確保及び社会参加の支援に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援協議会の充実及び運営協議 ●理解促進研修及び啓発事業の実施 ●就業関係機関等と連携した雇用機会の確保 ●文化・スポーツ活動などの社会参加への支援 ●地域福祉バスの運行 ●手話通訳者の設置及び点字、声の広報の発行 など 
基本計画 2－3－2 障がい福祉サービスの充実	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の経済的負担の軽減を図ります。 ●障がい者団体への支援を行います。 ●障がい福祉サービス、施設サービスの充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●重度心身障がい者(児)医療費助成制度及び自立支援医療の実施 ●障がい者団体等への活動補助及び支援 ●障がい者福祉センターの整備 ●自立支援給付による障がい福祉サービスの提供 ●障がい者支援施設等への施設整備支援 など 
基本計画 2－3－3 地域生活の支援体制の充実	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者(児)の健康づくりを推進します。 ●相談支援体制の充実強化を図ります。 ●障がい者(児)の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援事業の実施 ●基幹相談支援センターの設置・拡充 ●障がい児通所サービスの充実と児童発達支援センターの設置 ●早期発見早期療育の理解促進 ●居住支援協議会による住居確保体制の整備 ●成年後見人の確保等を含めた成年後見人制度の理解促進 など 

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市第3期障がい者計画(令和2年度) ●新居浜市第7期障がい福祉計画(令和5年度) ●新居浜市第3期障がい児福祉計画(令和5年度)
-------------	--

施策2－4 高齢者福祉の充実



●現況と課題

①高齢化の進展に伴い、要介護者、在宅で自立した生活が困難な高齢者及び在宅支援が必要な一人暮らし高齢者が増加するとともに、地域社会における連帯や共生の意識が薄れ、高齢者を抱える家族が孤立化する問題が生じています。そのため、複数の課題を抱える高齢者や家族が、在宅での生活を安心して送れるように支援し、経済的負担の軽減なども図る必要があります。

②健康に在宅生活を続けていくためには、高齢者自身の介護予防意識の向上に向けた通いの場の活性化やフレイル予防等の取組の必要があります。一方、万が一の際には、安心して入所が可能な施設が必要とされるため、地域の介護サービス基盤の整備を進める必要があります。また、介護現場では慢性的な人材不足と従事者の高齢化が進行しており、安定したサービスを提供するためには、介護職員の確保・育成やICT活用、介護ロボットの導入に関する支援等の必要があります。

③要介護者及び在宅で自立した生活が困難な高齢者が増えているとともに、施設・在宅ともに支援が必要となる認知症高齢者が増えていることから、在宅高齢者が安心して生活できるための支援に加え、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりを推進する必要があります。また、認知症高齢者については、財産管理等が困難な場合も増えてきており、認知症高齢者が安心して財産管理や身上保護を任せられる成年後見制度を利用する体制の整備が求められています。一方で、自立した高齢者が活躍の場を求めており、社会参加にあまり積極的ではない人も含め、高齢者の能力が地域で役割を担うことができる社会づくりを行う必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	要支援・要介護認定者数のうち、在宅生活者数	6,599人 (令和元年度)	6,605人 (令和7年6月末時点)	7,200人 (令和12年度)
継続	健康長寿地域拠点参加者数	1,924人 (令和元年度)	1,755人 (令和6年度)	1,935人 (令和12年度)
追加	健康長寿地域拠点数	94拠点 (令和元年度)	113拠点 (令和6年度)	125拠点 (令和12年度)
継続	認知症サポーター養成講座受講者数	15,774人 (平成18年度～令和元年度)	25,764人 (平成18年度～令和6年度)	30,000人 (平成18年度～令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

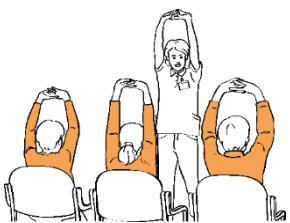
基本計画 2-4-1	住み慣れた地域での生活支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が必要な高齢者に関する支援体制の整備を行います。 ● 重度の介護を要する高齢者を在宅で介護している家族に関する支援を行います。 ● 自治会、民生児童委員、老人クラブ及び社協支部等と連携し、独居高齢者や認知症高齢者及び介護をしている家族に関する支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合相談権利擁護事業の実施 ● 生活支援体制整備事業の推進 ● 地域ケア会議の開催 ● 要介護者へ紙おむつの支給 ● 家族介護者へ慰労金支給 ● 緊急通報体制の整備 ● 認知症高齢者地域支え合い事業の実施 ● 難聴高齢者への補聴器購入補助等の実施 など



基本計画 2-4-2	介護予防及び介護サービスの充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防事業を充実し、介護予防に関する意識啓発を推進します。 ● 高齢者が住み慣れた地域で生活できるための施設整備を推進します。 ● 介護人材の育成と確保を推進します。 ● 介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般介護予防事業の実施 ● 健康長寿地域拠点づくり事業の実施 ● 介護基盤整備事業の実施 ● 高齢者福祉センターの設備・機能の充実 ● 介護職員待遇改善の支援 ● 介護サービス相談員派遣事業の実施 ● 各種研修や助成制度の周知 など



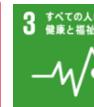
基本計画 2-4-3	共に生き支え合う社会づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムを構築し、包括的な高齢者支援の充実を図ります。 ● 高齢者活動をサポートし、高齢者の社会参加を促進します。 ● 医療サービスと介護サービスの連携を行います。 ● 成年後見制度の利用を推進します。 ● 高齢者が高齢者を支えるしくみづくりを促進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的継続的ケアマネジメント事業の実施 ● 認知症高齢者地域支え合い事業の実施 ● 老人クラブの育成と活動支援 ● 在宅医療・介護連携推進事業の実施 ● 成年後見制度利用支援事業の実施 ● 市民体操指導士の養成 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 新居浜市高齢者福祉計画2024(介護保険事業計画)(令和5年度)
------	--

施策2－5 社会保障の充実



●現況と課題

- ①生活保護受給者は近年増加傾向にあり、社会構造の変化に伴う格差社会の拡大や非正規雇用の増加、物価高騰の影響など、生活困窮者は引き続き顕在化しています。そのため、生活困窮者に対し経済的援助や就労支援などをを行い、保護の適正な実施に努める必要があるとともに、複合的で困難な課題を抱えている場合も多いため、関係機関との連携協力体制を構築する必要があります。
- ②要支援・要介護認定者数、事業対象者数の増加に伴い、介護保険給付費が増加しています。そのため、要介護認定の適正化の継続と介護サービスの質的向上を図るとともに、介護保険制度を持続可能なものとし、地域における介護サービス基盤を整備する必要があります。
- ③一人当たりの医療費の上昇が、国保財政を圧迫しており、医療費の伸びの抑制に向けた取組を推進する必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
変更	生活保護率	10.56% (令和元年度)	9.68% (令和6年度)	9.46% (令和12年度)
継続	高齢者全体に占める自立者割合	79% (令和元年度)	79% (令和6年度)	82% (令和12年度)
継続	特定健康診査受診率	31.3% (平成30年度)	35.3% (令和6年度)	45% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 2-5-1		生活の安定と自立に向けた支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を適正に実施します。 ●生活保護制度と生活困窮者自立支援制度間の連携を強化します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の実施 ●生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携強化 など 	

基本計画 2-5-2		介護保険制度の円滑な運営
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●認定調査員、介護認定審査会委員等の資質の向上を図ります。 ●介護サービス相談員等を活用します。 ●介護給付の適正化を推進します。 ●給付と負担のバランスの取れた介護保険事業を行います。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者福祉計画(介護保険事業計画)の策定 ●地域密着型サービス外部評価等の実施及び公表 など 	

基本計画 2-5-3		国民健康保険事業の健全な運営
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病の早期発見、発症予防に努めます。 ●生活習慣の見直しのための支援を行います。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査の実施 ●特定保健指導の実施 ●ジェネリック医薬品の使用促進 など 	

●関係計画

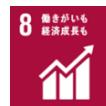
関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市地域福祉推進計画2021(令和2年度) ●新居浜市高齢者福祉計画2024(介護保険事業計画)(令和5年度) ●新居浜市国民健康保険第3期保健事業実施計画（第4期特定健康診査等実施計画）（令和6年度）
------	--



(経済・雇用)

活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が 生み出されるまちづくり

施策 3－1 工業の振興



- 1 ものづくり人材の確保と育成
- 2 販路開拓・新事業展開の促進
- 3 中小企業の経営体質の強化と企業価値の向上
- 4 企業誘致・留置及び立地の促進



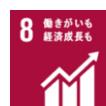
施策 3－2 商業の振興



- 1 にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
- 2 経営基盤強化・創業への支援



施策 3－3 雇用環境の充実



施策 3－4 観光・物産の振興



- 1 近代化産業遺産群を活用した観光の振興
- 2 新居浜ブランドの育成・拡大
- 3 地域資源の磨き上げと次世代の観光資源の発掘
- 4 観光マーケティング機能の導入と受入体制の充実





(経済・雇用)

活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が
生み出されるまちづくり

施策 3－5 農業の振興



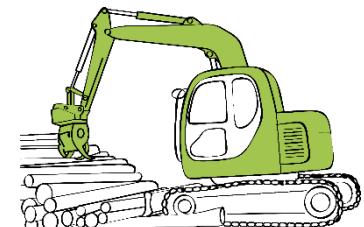
- 1 農産物の地産地消の推進
- 2 農地の有効活用と環境にやさしい農業の推進
- 3 担い手の育成と営農支援体制の確立
- 4 農業生産基盤の整備
- 5 農産物のブランド化と高付加価値化の推進



施策 3－6 林業の振興



- 1 環境保全とふれあいの森づくり
- 2 林業生産基盤の整備
- 3 木材の加工流通の整備
- 4 林業経営体の育成と就労体制の支援



施策 3－7 水産業の振興



- 1 漁業生産基盤の整備
- 2 漁業協同組合の強化と漁業の担い手への支援
- 3 水産物の高付加価値化の推進



施策3－1 工業の振興



●現況と課題

- ①新居浜市の基幹産業である「ものづくり産業」は、少子高齢化による熟練技能の継承及び若年労働者的人材育成・確保という喫緊の課題に直面しており、地場産業の持続的発展を図るため、人材確保に取り組むとともに、優れた若年労働者を育成し、ものづくり技能の継承を行う必要があります。
- ②ものづくりブランド創出・支援等事業等を通じ、自社製品・技術の周知を図るとともに、新たな事業展開の支援を行ってきたが、ものづくり産業の振興のため、引き続き支援を行う必要があります。
- ③生産年齢人口が減少する中、生産性の向上やコスト削減、働き方改革等が求められており、ものづくり現場へICT／IoTなど生産性向上に資する設備の導入を促進し、生産性向上を図ることにより中小企業の経営体質強化に向け取り組むとともに、働き方改革等により企業価値を向上する必要があります。
- ④新たな企業用地の確保に向けた検討や多様な企業誘致に取り組み、新たな企業の立地や既存企業の設備投資に関する継続的な支援を図ることで、域外マナーの獲得と基幹産業の育成を推進する必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	新居浜ものづくりマイスター認定者数	16人 (令和元年度)	27人 (令和6年度)	36人 (令和12年度)
継続	展示会・商談会出展支援件数	17件 (令和元年度)	15件 (令和6年度)	20件 (令和12年度)
継続	生産性向上機器導入事業交付件数	17件 (令和元年度)	12件 (令和6年度)	27件 (令和12年度)
継続	企業立地奨励金の対象となる企業の立地件数	8件 (平成23年度～令和元年度平均)	14.6件 (令和2年度～令和6年度平均)	14件 (令和2年度～令和12年度平均)

●課題解決に向けた取組方針

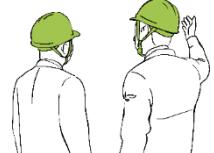
基本計画 3-1-1	ものづくり人材の確保と育成
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代のものづくり産業への関心を高めます。 ●新居浜ものづくり人材育成協会などの関係機関と連携し、若年労働者の育成、技能伝承への支援に努めます。 ●関係機関と連携し、地元企業への人材マッチング、インターンシップの支援を行うなどものづくり人材の確保に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●未来のものづくり指導者スキルアップ事業補助金 ●新居浜ものづくりマイスター制度 ●中小企業振興条例に基づく支援 ●ものづくり企業工場見学の実施 ●製造業イメージアップ事業 ●市内企業の人材確保への支援 など



基本計画 3-1-2	販路開拓・新事業展開の促進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国や県などの関係機関と連携し、新製品開発・新事業展開に取り組む企業を支援します。 ●えひめ東予産業創造センター等と連携し、展示会やマッチングによる販路開拓を支援します。 ●中小企業振興条例に基づく補助金制度により支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業振興条例に基づく支援 ●中小企業の新製品開発・新事業展開への支援 ●ものづくりブランド創出・支援等事業 など



基本計画 3-1-3	中小企業の経営体质の強化と企業価値の向上
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●生産性向上のための先端設備を導入する企業を支援します。 ●製造原価の低減・品質向上に取り組む企業を支援します。 ●働き方改革など企業の魅力や価値の向上への取組を支援します。 ●中小企業振興条例に基づく補助金制度により支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業振興条例に基づく支援 ●中小・中堅企業の経営力改善への支援 ●働き方改革やSDGsの推進に取り組む企業への支援 など



基本計画 3-1-4	企業誘致・留置及び立地の促進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●DX人材や起業家の育成等を通じ、多様な企業の創出・誘致に取り組みます。 ●新たな企業用地の検討を進めるとともに、民間未利用地の活用を図るなど、物流拠点も含めた様々な企業の立地や設備投資を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業立地促進条例に基づく支援等 ●新たな企業用地の確保に向けた検討 ●住友各社との連携 など



施策3－2 商業の振興



●現況と課題

①大型商業施設や専門量販店の利用が進み、加えてネット通販の急速な普及により、消費行動は多様化し、地域の商業環境は大きく変化しています。こうした状況の中、中心商店街では店舗の減少や商店店主の高齢化、後継者不足が進む一方で、暮らしを支える身近な買い物の場や地域交流の場としての役割は依然として重要です。また、大型商業施設や専門量販店は、雇用の創出や広域的な購買ニーズへの対応を担い、地域社会にとって欠かせない存在となっています。今後は地域の商業基盤と商業集積地域の活性化を図りながら、地域との連携や事業者等の共同の取組を促進し、持続可能な商業環境を維持・強化していく必要があります。

②市の制度融資や中小企業振興条例に基づく補助制度については、今後も社会経済情勢の変化を見極め制度の見直しを行っていく必要があります。創業については、創業支援等事業計画に基づき、新居浜商工会議所などの各支援機関と連携し、事業プランを持っている創業希望者に関する支援や前向きでやる気のある店舗等に関する支援を行っていく必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	空き店舗活用事業交付件数	2件 (令和元年度)	合計2件 (令和3年度～ 令和6年度)	合計15件 (令和3年度～ 令和12年度)
追加	愛媛県市町民所得統計における新居浜市の第3次産業市町内総生産	－	2,905.4億円 (令和6年度 調査)	2,950億円 (令和12年度 調査)
継続	創業支援補助金交付件数	15件 (令和元年度)	87件 (令和3年度～ 令和6年度)	合計100件 (令和3年度～ 令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

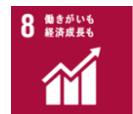
基本計画 3－2－1	にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●商業集積地域等の活性化に向けた、事業者等の自発的な取組に対して必要な支援を行います。●中小企業振興条例に基づく支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●事業者等が共同で取組む商業集積地域等の活性化策に対する支援●空き店舗利活用等の支援●事業者等が共同で取組む商業の活性化策に対する支援及び創業者に対する支援 など



基本計画 3－2－2	経営基盤強化・創業への支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●経済情勢や地域企業の動向に応じた市制度融資や中小企業振興条例に基づく支援を行います。●創業希望者に関する各支援機関と連携した支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●創業に関する支援●中小企業振興条例に基づく支援●中小企業融資制度に基づく低利融資 など



施策3－3 雇用環境の充実



●現況と課題

①近年、本市の有効求人倍率は県内でも高水準で推移しており、依然として人手不足が続いている状況となっています。このような状況の下、企業の動向など今後の雇用情勢の変化を注視しつつ、企業と求職者のマッチング、潜在的な求職者の掘りおこし、就業機会の確保に取り組む必要があります。加えてシルバー人材センターの支援、若年無業者等の支援体制確立、今後更なる増加が見込まれる、外国人材活躍に関する支援が必要となっています。

②雇用環境については、育児・介護などと仕事を両立できる働き方が求められており、従業員の労働環境整備や多様な働き方が認められる機運の醸成や支援が必要となっています。また、経済情勢や雇用情勢が変化する中、働く人のニーズに応じた支援が必要です。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	雇用保険被保険者数	38,440人 (令和元年度)	37,425人 (令和6年度)	39,670人 (令和12年度)
追加	機械産業協同組合会員企業の従業員の過不足適正率	－	34.2% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)
継続	働き方改革認定制度における認定件数	0件 (令和元年度)	合計20件 (令和3年度～令和6年度)	合計35件 (令和3年度～令和12年度)
追加	働き方改革推進企業等の企業魅力情報発信回数（パネル展等）	－	6回 (令和6年度)	9回 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 3－3－1	産業を支える人材の確保
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●企業と求職者とのマッチング機会の充実及びインターンシップへの支援を行います。 ●シルバー人材センターへの支援を行います。 ●若年無業者等への理解促進及び就業支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業説明会の開催 ●インターンシップ支援など人材確保対策事業の実施 ●多様な人材の確保に関する支援 ●シルバー人材センター運営等支援 ●若者サポートステーションへの支援 など



基本計画 3－3－2	働きやすい環境づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革に取り組む企業を支援します。 ●従業員が働きやすい職場づくりを支援します。 ●勤労者融資制度による勤労者の支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革等に取り組む市内中小企業への支援 ●中小企業振興条例に基づく支援 ●勤労者融資制度(住宅資金、教育福祉資金)の実施 など



施策3－4 観光・物産の振興



● 現況と課題

①本市の観光振興においては、別子銅山の近代化産業遺産群を中心的な観光資源として施策を展開していく必要がありますが、全国的な知名度が低く、十分な情報発信が図られていません。これらの課題を解決するためには、近代化産業遺産群が持つ魅力の向上を図り、効果的な情報発信を行うとともに、それらの魅力を最大限に活用した様々な観光資源の発掘と磨き上げを行う必要があります。

②本市の特産品やお土産の認知度が低いため、観光消費額の増加につながっていません。また、本市には多くのビジネス関連客が訪れていますが、宿泊費などの最低限の消費に留まっているため、既存商品の掘り起こしに加えて新たな特産品や名物料理等の開発が必要です。

③四国への観光客にとって、本市が重要な立寄場所となっておらず、宿泊はもとより主要観光施設等への周遊に繋がっていません。これらの課題を解決するため、自然や伝統文化など地域が有する様々な資源を観光資源として活用し、新規観光客獲得のための情報発信やPR、周遊ルートや体験メニューの整備等の観光振興策が求められています。

④観光施策を効果的・効率的に実施していくためには、情報収集・分析や施策の立案・実行を一体的にマネジメントできる機能を地域に備えていくことが求められています。また、入込観光客の増加を図るために、新居浜太鼓祭り等における観光客の受入環境をソフト・ハードの両面から充実させる必要があり、特に近年急速に増加しているインバウンド観光客への情報発信・受入態勢の整備が求められています。

● 成果指標と目標値

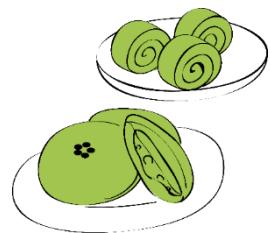
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	入込観光客数	2,635,659人 (令和元年)	2,162,883人 (令和6年)	2,635,659人 (令和12年)
追加	宿泊を伴う観光入込客	316,686人 (令和元年)	365,935人 (令和6年)	402,000人 (令和12年)
継続	観光消費額	44億469万円 (令和元年)	53億3,468万円 (令和6年)	62億2,000万円 (令和12年)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 3－4－1	近代化産業遺産群を活用した観光の振興
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●近代化産業遺産群の魅力向上を図ります。 ●既存產品の掘り起こしに加えて、近代化産業遺産群に因んだ特產品・名物料理・お土産品の開発を推進します。 ●近代化産業遺産群を活用した会議、研修等の誘致を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の産業遺産群を面的に活用した観光化の検討 ●近代化産業遺産群観光ルートの充実 ●別子銅山に関する特產品の開発支援 ●マイントピア別子への誘客促進 ●近代化産業遺産群を活用したMICEの推進 など



基本計画 3－4－2	新居浜ブランドの育成・拡大
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や地域外の人が特別なイメージ(産業遺産群のまち、ものづくりのまち等)を連想するブランド化に取り組みます。 ●既存の產品の掘り起こし、特產品・名物料理・お土産品の開発を推進するとともに、新たな產品の開発を支援します。 ●「銅」や「あかがねのまち」を用いた新たな產品開発やブランド育成に取り組みます。 ●特產品等の販路開拓に取り組みます。 ●いはま営業本部を設置し、ふるさと納税返礼品の開発、トップセールス等に取り組みます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「新居浜の逸品」といった既存の取り組みを促進 ●新たな特產品や地元グルメの開発と定着支援 ●大島白いも(七福芋)のブランド育成・拡充 ●物産展等への出展支援 ●ふるさと納税をはじめとする市產品の流通・販売、企業立地、誘客等推進に向けた営業活動 など



基本計画 3－4－3	地域資源の磨き上げと次世代の観光資源の発掘
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜太鼓祭り等の伝統文化行事や伝統的建造物を活用した観光を推進します。 ●山(赤石山系)や海(新居大島)の観光資源化に取り組みます。 ●「ものづくりのまち」の特徴を活かした観光メニューの充実を図ります。 ●近隣市と連携した観光情報の発信を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜太鼓祭りにおける観光客受入環境の整備 ●森林公園ゆらぎの森への誘客促進 ●アウトドア・アクティビティの整備 ●伝統文化行事や伝統的な建造物の観光資源化及び伝統文化の継承 ●広域観光の視点に立った観光ルートの検討 など



●課題解決に向けた取組方針

基本計画 3－4－4	観光マーケティング機能の導入と受入体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●効果的・効率的な観光マーケティング機能の導入に取り組みます。●観光ガイドの養成・育成を推進します。●観光客の受入環境・交通環境等の整備を推進します。●インバウンド観光客へのホスピタリティ醸成を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●新居浜版DMO設立に向けた情報収集●観光ガイド組織の強化と人材育成●観光客向け案内看板の整備●民間交通事業者と連携した市内観光地を結ぶ移動手段の整備●インバウンド向け観光サイトの開設●キャッシュレス、Wi-Fi環境の整備●観光施設等の整備・充実 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画(平成23年度)●登録有形文化財（建造物）旧端出場水力発電所保存活用計画(平成28年度)●新居浜市観光振興計画(平成29年度)●住友山田社宅保存活用計画(令和元年度)●名勝旧広瀬氏庭園保存活用計画(令和3年度)●重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画(令和3年度)
-------------	---

施策3－5 農業の振興



●現況と課題

- ①本市は小規模自給的農家が多く、販売農家が少ないため、産直市やスーパー等のインショップにも新居浜産の農産物の種類や量が少なく、少量多品目の農産物の生産を推奨し地産地消の推進を図る必要があります。
- ②平野部には、住宅地と農地が混在しており、大規模な経営には向きであるため、小規模自給的農家が多い状況となっています。加えて、農業従事者の高齢化に伴い遊休農地が増加していますが、農業の担い手と農地の出し手とのマッチングが進んでいません。また、イノシシ等の鳥獣による農作物被害により耕作意欲の減退がおこっています。
- ③農業者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっており、農業関係機関と連携を図っていますが、若手の新規就農者が少なく、担い手確保が困難な状況となっています。また、大規模生産に適した農地が少なく、農業に魅力を見いだせない状況となっています。
- ④農道や水路、ため池等の土地改良施設の老朽化が進行しているため、施設の維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。また、農地が細分化され、農地の利用効率が低下しているため、軽微な基盤整備と農地の利用集積等を推進し、営農の効率化を図る必要があります。
- ⑤本市特産品である七福芋（白いも）が大島で栽培されていますが、高齢化等によって作付面積が減少しており、担い手の確保やその加工品を含めたブランド化を推進する必要があります。また、新たな特産物の生産も課題となっています。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	地産地消協力店数	12店舗 (令和元年度)	11店舗 (令和6年度)	14店舗 (令和12年度)
追加	地産地消協力店における新居浜市産品売り場面積	—	342m ² (令和6年度)	400m ² (令和12年度)
継続	耕作放棄地等の面積	71.9m ² (令和元年度)	82.1m ² (令和6年度)	78.5m ² (令和12年度)
追加	担い手への農地集約面積	—	89.4ha (令和6年度)	92.4ha (令和12年度)
継続	認定農業者数	30経営体 (令和元年度)	34経営体 (令和6年度)	35経営体 (令和12年度)
継続	要改修ため池の整備率	0% (令和元年度)	20% (令和6年度)	59% (令和12年度)
継続	大島地区における七福芋（白いも）作付面積	1.0ha (平成30年度)	1.0ha (令和6年度)	3.0ha (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 3－5－1	農産物の地産地消の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地産地消マスコットや標語を活用し、新鮮で安全・安心な 新居浜の農畜産物の消費拡大を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だよりやホームページ、各種イベントや農業まつり等で地産地消を推進 など



基本計画 3－5－2	農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の農地(集落)を自ら守る方策を支援します。 ●狩猟免許取得希望者の支援を行います。 ●認定農業者等の担い手に、農地の貸し借りについての情報提供を行います。 ●地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の推進を図り、担い手への農地の集約を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代の捕獲隊員の育成支援 ●鳥獣に関する正しい知識・対策等についてのセミナー・座談会の実施 ●遊休農地を利用した景観形成事業の実施 ●JAえひめ未来と連携した市民農園の開設 など



基本計画 3－5－3	担い手の育成と宮農支援体制の確立
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●県外からの移住を推進し、農業の再生を図ります。 ●関係機関と連携を図り、新規就農を目指す若手に関する支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国及び県補助事業の活用 ●金融機関の融資に関する利子補給 ●経営規模の拡大を図る認定農業者の支援 ●新規就農者育成総合対策事業の活用 など



●課題解決に向けた取組方針

基本計画 3－5－4	農業生産基盤の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●ため池の老朽化対策及び耐震化を計画的に実施します。●土地改良区を支援し、土地改良施設の適切な維持管理・更新を推進します。●営農の効率化に向けた軽微な基盤整備に関する周知と要望の把握に取り組みます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●要改修ため池の老朽化対策及び耐震化●土地改良施設を管理する土地改良区への支援●簡易基盤整備による農地の集積化や拡大化等の周知 など 

基本計画 3－5－5	農産物のブランド化と高付加価値化の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●七福芋（白いも）の担い手の支援を行い、作付拡大により地域ブランドの発展に取り組みます。●大島で七福芋(白いも)の栽培を行っている法人と農業関係団体の連携を図り、スマート農業を活用した栽培技術の確立に努めます。●新たな農業特産物の開発を行います。●官民連携により相乗効果を生み出し、利益体質への転換を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●地域おこし協力隊制度の活用●生産量確保に向けた大島以外での七福芋等の栽培●休耕農地再活用による特産物の開発●スマート農業の活用 など 

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜農業振興地域整備計画(昭和48年度)●農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年度）●新居浜市鳥獣被害防止計画（令和6年度）●地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（令和6年度）
-------------	---

施策3－6 林業の振興



●現況と課題

- ①地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために、間伐など、健全な森林整備の推進が必要であるとともに、環境保全のための木質バイオマス利用の促進が必要です。また、「市民の森」の適正な維持管理により、市民が森林に親しめる環境の整備を進めることも必要です。林産材価格の低迷と間伐材利用の減少、林業就業者の減少により、山林の放置林化が問題となっており、担い手の育成、施業集約化等の取組が必要です。
- ②急峻な地形及び自然災害により林道等の基盤整備が遅れているため、施業可能面積が減少しており、路網整備、高性能林業機械の導入等、森林施業の効率化が急務となっています。また、別子山地区の基幹産業である林業を推進するために、効率的な林道整備のほか、別子木材センターへの支援、別子山地区から搬出される木材の有効活用、販路開拓が必要です。
- ③林産材価格の低迷と間伐材の利用が減少する中、間伐材等を有効利用するために、川上から川下まで、一体的に活性化する方策が求められています。特に、川下にあたる加工業者への積極的な支援が必要です。
- ④森林組合を中心に、林業振興施策等に取り組んでいますが、林業従事者が増加するような就労体制が確立できておりず、林業従事者の減少が問題となっています。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	間伐面積	87ha (平成30年度)	32ha (令和6年度)	28ha (令和12年度)
追加	市管理森林面積	—	4.95ha (令和6年度)	5.44ha (令和12年度)
継続	林道延長(累計)	76,922m (平成30年度)	77,291m (令和6年度)	78,222m (令和12年度)
継続	森林組合直販流通量	2,525m ³ (平成30年度)	7,416m ³ (令和6年度)	8,157m ³ (令和12年度)
継続	新規林業従事者	合計13人 (平成23年度～ 令和元年度)	合計9人 (令和3年度～ 令和6年度)	合計15人 (令和3年度～ 令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

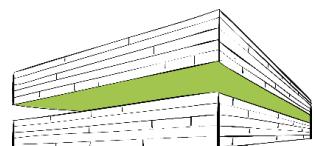
基本計画 3－6－1	環境保全とふれあいの森づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の森を安全・快適に利用していただけるよう、環境整備を進めます。 ●間伐残材の利活用を推進します。 ●新たな森林管理システムの推進に取り組み、民有林の管理を進めていきます。 ●国の補助金等を活用し、森林組合による間伐等施業面積の拡充を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の森の進入路の整備及び園内の老朽化した施設の更新 ●木質バイオマス利活用に関する支援 ●国の補助金を活用した山林等の整備 ●山林所有者を対象とした意向調査の実施 ●東予圏域他市との連携による森林整備 ●住友林業との森づくり協定締結を検討 ●「環境保全活動に関する協定」に基づく「BAUMひのきの森」における植樹の実施 など



基本計画 3－6－2	林業生産基盤の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●林業の基盤整備を推進し、施業の効率化を図ります。 ●整備効率の高い林道を優先的に整備します。 ●別子木材センターの活性化を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●別子山地区森林整備事業の推進 ●林道加茂角野線の整備促進 ●別子木材センターの経営改善に向けた支援 など



基本計画 3－6－3	木材の加工流通の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県の補助金を活用し、加工業者の施設整備や林業のロボット化等を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●木材加工処理施設や、林内作業の効率化につながるスマート林業等への助成 など



基本計画 3－6－4	林業経営体の育成と就労体制の支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●機械化・路網整備による労働力強度の削減を図るとともに、担い手育成・新規就労者への支援を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東予流域林業活性化センターの運営支援 など



● 関係計画

関係計画

- 新居浜市別子山地区森林整備計画(平成28年度)
- 新居浜市林道施設長寿命化計画(令和2年度)
- 新居浜市森林整備計画（令和7年度）

施策3－7 水産業の振興



●現況と課題

- ①漁港施設及び海岸の老朽化の進行、漁業資源の減少が、大きな問題となっており、漁業活動に大きな支障をきたしています。また、全国的に不漁が叫ばれており、漁業資源の回復が急務となっています。
- ②漁業活動に必要な施設の老朽化が進んでいますが、資金難により更新ができず、漁業活動に支障をきたしています。そのため、事業者の合併統合を踏まえ、経営体制の再構築を図る必要があります。また、漁業従事者の高齢化が進行しており、新たな担い手の確保、育成が急務となっています。
- ③漁獲量の減少に加え、地魚の魚価は低迷を続け、漁業収入は減少しています。そのため、高付加価値化と販路拡大等の流通対策を実施する必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	漁獲量	323 t (平成30年度)	273 t (令和6年度)	232t (令和12年度)
追加	放流種苗数	—	6,600尾	7,300尾 (令和12年度)
継続	新たな漁業担い手の人数	合計6人 (平成23年度～令和元年度)	合計4人 (令和3年度～令和6年度)	合計7人 (令和3年度～令和12年度)
継続	漁獲高	2億6,500万円 (平成30年度)	2億1,900万円 (令和6年度)	1億8,615万円 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 3-7-1		漁業生産基盤の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の延命化を図るとともに、適正な維持管理を行います。 ●放流事業等を支援するとともに、豊かな海に向けて、藻場の改善に取り組みます。 ●海底ごみ収集による漁場環境の改善に取り組みます。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●漁港施設及び海岸保全施設の長寿命化対策 ●種苗放流への支援 ●漁場廃棄物の回収支援 など 	



基本計画 3-7-2		漁業協同組合の強化と漁業の担い手への支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業の就労環境改善を図ります。 ●市場機能再編、施設の集約化に向けた協議を進めます。 ●新たな漁業収益モデルの構築を図ります。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●漁協所有施設改修への支援 ●支所統合、市場統合に向けた支援 ●若手漁業者ネットワークの構築 ●金融機関の融資に関する利子補給 など 	



基本計画 3-7-3		水産物の高付加価値化の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地元産魚のブランディング、地産地消を推進します。 ●魚食の普及拡大、新たな加工品の開発を支援します。 ●流通体制の組織化、連携強化への協議を進めます。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●水産物の加工、流通、販路開拓への支援 ●漁業収益向上へ向けたスマート漁業等への支援 など 	



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●漁港施設機能保全計画(平成23年度) ●漁港海岸長寿命化計画(平成30年度)
------	--

(都市基盤・防災・防犯・消防) 安全・安心・快適を実感できるまちづくり

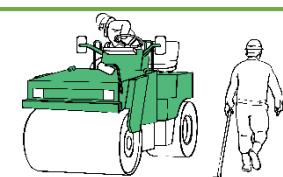
施策 4－1 快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 魅力ある都市拠点の形成
- 3 誰もが安全、快適に利用できる公園緑地の整備
- 4 良好的な景観の保全・創出



施策 4－2 道路の整備

- 1 幹線道路の整備
- 2 生活道路の充実
- 3 道路交通安全対策の推進



施策 4－3 安心な住宅の整備

- 1 公営住宅等の整備
- 2 住宅及び住環境の整備



施策 4－4 港湾の整備

- 1 物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備
- 2 港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化
- 3 港のにぎわいづくり



施策 4－5 防災・減災対策の推進

- 1 防災・減災対策の強化
- 2 地域防災力の強化
- 3 災害に備えた河川・排水施設の維持管理と整備推進



(都市基盤・防災・防犯・消防) 安全・安心・快適を実感できるまちづくり

施策 4－6 生活安全対策の推進

- 1 交通安全対策の推進
- 2 防災対策の推進
- 3 消費者の自立支援と相談体制の充実
- 4 適正な計量の促進



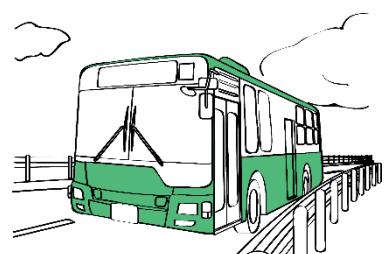
施策 4－7 消防体制の充実

- 1 警防体制の充実
- 2 予防体制の充実
- 3 救急救助体制の充実
- 4 消防団の活性化



施策 4－8 運輸交通体系の整備

- 1 公共交通の維持・整備
- 2 新しい移動サービスの導入



施策4－1

快適で魅力・活力あふれる都市空間の創出



●現況と課題

- ①人口減少、少子高齢化が進行する中、都市機能や居住機能がまとまって立地する持続可能なまちづくりを推進する必要があります。また、公共事業・土地取引の円滑化及び災害時の早期復旧等を図るため、地籍調査を推進していく必要があります。
- ②各都市拠点では、都市機能施設の充実と居住環境の向上により、地域の活性化に繋がる再整備が必要となっています。また、JR新居浜駅の南側は、木造住宅の密集や過小な公共空間(道路)が存在しており、基盤整備や土地利用に応じた拠点の形成を推進していく必要があります。
- ③公園利用者の多種多様なニーズに対応した公園・緑地の整備が、必要となっています。また、公園施設の老朽化が進行し、公園利用者の安全確保と施設の延命化が必要となっています。
- ④インフラ整備や生活様式が変化する中、地域の特徴的な景観が損なわれることが無いように、魅力あるまちづくりを一推進していく必要があります。

●成果指標と目標値

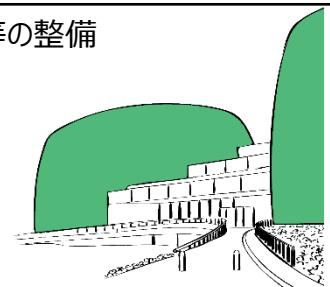
区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	人口に関する居住誘導区域内人口の割合	40.4% (令和元年度)	40.4% (令和6年度)	44.3% 令和12年度)
変更	駅周辺のにぎわいについて不満を感じる市民の割合	40.7% (平成30年度)	45.3% (令和6年度)	36.3% (令和12年度)
継続	公園利用者数(滝の宮公園)	18.6万人 (令和元年度)	21.7万人 (令和6年度)	22.6万人 (令和12年度)
変更	都市景観に配慮したまちづくりについて不満を感じる市民の割合	30.9% (平成30年度)	31.1% (令和6年度)	26.2% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

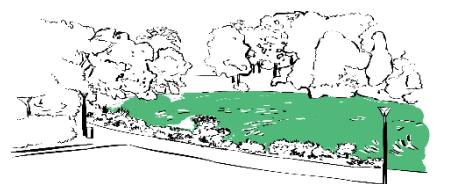
基本計画 4－1－1		計画的な土地利用の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市全体としてコンパクトで魅力と活力あるまちづくりを推進します。 ●市街地のスponジ化・無秩序に開発が進むスプロール化を抑制します。 ●第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を推進します。 ●荷内沖の活用可能性について引き続き検討します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●立地適正化計画の周知と各種誘導施策の検討・推進 ●DID及び公共事業計画区域等における優先的な地籍調査の実施など 	



基本計画 4－1－2		魅力ある都市拠点の形成
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●都市拠点の再整備により、都市の機能性や周辺の居住性を向上させ、魅力あるまちづくりを実現します。 ●JR新居浜駅の周辺において、都市基盤の整備を推進します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●居住環境や都市機能の活性化を図る魅力ある都市機能誘導施設等の整備 ●JR新居浜駅の南側における基盤整備の推進など 	



基本計画 4－1－3		誰もが安全、快適に利用できる公園緑地の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広いニーズ(子ども向け、高齢者向け、障がい者(児)等)に応じた公園緑地の整備を推進します。 ●安全・安心な公園緑地を長く大切に使えるよう適正な維持管理を実施します。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●滝の宮公園や湧水空間等の再整備や利活用の推進 ●借地方式や、公共施設の再編で生じた未利用地を活用した公園緑地の整備 ●民間活力による公園整備の検討 ●公園施設長寿命化計画に基づく計画的な更新など 	



●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4－1－4	良好な景観の保全・創出
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●別子銅山関連の近代化産業遺産群をはじめ、地域独自の自然、歴史、文化に根ざした景観の保全と創出を図ります。●地域の活性化に資するよう、市民、事業者、市が連携・協働して一体的に取り組みます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市景観計画に則した景観形成の推進●景観計画区域の拡大や、景観まちづくりを推進する上で重要な景観資源の保全・管理●良好な景観形成に関する意識啓発や、道路の美化・花植え活動等への多様な支援 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市緑の基本計画(平成9年度)●新居浜市景観計画(令和2年度)●新居浜市都市計画マスタープラン(令和2年度)●新居浜市立地適正化計画（令和6年度）●新居浜市公園施設長寿命化計画(令和7年度)
-------------	--

施策4－2 道路の整備



●現況と課題

①広域交流幹線道路である国道11号の渋滞を緩和するため、11号バイパス全線の供用にむけて整備を促進する必要があります。また、貨物車と乗用車の混在などによる交通渋滞が、発生するなど、道路整備が不十分であることから、安全・快適な通行に支障が生じているため、都市の骨格を構成する市域内幹線道路の整備が必要です。

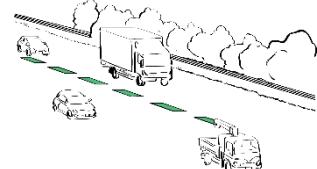
②身近な生活道路については、幅員が狭小で未整備な区間が多く存在しています。また、既存市道の道路施設(舗装、橋梁等)については、老朽化が進むことにより、維持管理コストが増大するとともに、安全・快適な通行が確保できない可能性があるため、計画的な整備及びメンテナンスが必要です。また、大地震発生時において、緊急輸送路や避難路を確保できるよう、市道の耐震対策の推進が必要です。

③市内の道路には、歩行者や自転車、自動車の利用上、危険な箇所が多数あり、特に、通学路等の児童や幼児への安全対策が不十分であるため、安全・快適な通行が確保されるよう交通安全施設の整備が必要です。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	都市計画道路整備率	57.7% (令和元年度)	68.0% (令和6年度)	72.9% (令和12年度)
継続	橋梁補修数	13橋 (令和元年度)	47橋 (令和6年度)	87橋 (令和12年度)
継続	交通事故発生件数	271件 (令和元年度)	160件 (令和6年)	140件 (令和12年)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4－2－1	幹線道路の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●11号バイパス全線の早期供用に努めます。●交通渋滞の解消及び通行の安全確保を図り、快適かつ計画的なまちづくりを進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●11号バイパス整備促進のため、地元関係者等との積極的な調整●新居浜市主要幹線道路整備促進期成同盟会を通じた国への要望活動●都市計画道路などの市域内幹線道路網の整備 など 

基本計画 4－2－2	生活道路の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●橋梁の効果効率的な補修、改修を推進します。●利便性向上のために生活道路の適正な整備を図ります。●地域との協働による効率的な維持管理に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●点検結果に基づいた橋梁長寿命化修繕計画の更新●橋梁の計画的な補修、更新、耐震化●生活道路の拡幅改良●劣化した道路施設の補修、更新 など 

基本計画 4－2－3	道路交通安全対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●歩行者や自転車の安全で快適な通行空間の整備を推進します。●公安委員会など関係機関と連携し、交通安全対策を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●交通安全施設(歩道、防護柵、カーブミラー等)の整備●通学路対策(グリーンベルト等)の推進●自転車ネットワーク整備基本計画の推進 など 

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画(平成28年度)●新居浜市都市計画マスタープラン(令和2年度)●新居浜市橋梁長寿命化修繕計画(令和6年度)●新居浜市橋梁耐震化計画(令和6年度)
-------------	---

施策4－3 安心な住宅の整備



●現況と課題

①住宅のセーフティネットの中核を担う公営住宅の機能を高めるため、老朽化した公営住宅については、将来自目標管理戸数を見据えた計画的な建替えを行う必要があります。長期に渡り安定して居住可能な耐久性を確保するためには、予防保全となる維持管理を計画的に推進する必要があります。単身者や高齢者世帯、子育て世代等の多様な居住ニーズに応じた住宅の確保が必要となっています。

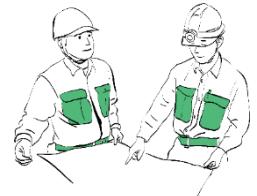
②大地震から生命や財産を守るため、防災減災機能を高める必要があります。適切な管理が、行われていない空き家や、倒壊のおそれのあるブロック塀等が多数あり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、災害時に危険をもたらす可能性があるため、適正管理を促す必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	公営住宅管理戸数	1,866戸 (令和元年度)	1,861戸 (令和6年度)	1,224戸 (令和12年度)
継続	民間木造住宅耐震改修戸数	14戸 (令和元年度)	58戸 (令和3年度～令和6年度)	合計120戸 (令和3年度～令和12年度)
追加	住宅耐震化率	76.8% (平成30年度)	82.0% (令和5年度)	95% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-3-1	公営住宅等の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●入居希望者のニーズに対応した公営住宅の提供に努めます。●計画的な公営住宅の建替え及び改修を実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●単身高齢者向け住居の整備●公営住宅の将来目標管理戸数を見据えた統廃合の検討●公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替え など



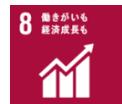
基本計画 4-3-2	住宅及び住環境の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●耐震化率の向上に努めます。●危険な建築物の解消に取り組みます。●危険な老朽空き家の適正管理を促します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●耐震診断・耐震改修の必要性について周知啓発●民間木造住宅の耐震診断、耐震改修の整備に係る費用の補助●民間ブロック塀撤去、改修費補助事業の実施●空家等対策の推進、老朽危険空家除却事業の実施 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市公営住宅等長寿命化計画(平成29年度)●新居浜市耐震改修促進計画(令和4年度)●新居浜市空家等対策計画(令和6年度)
-------------	---

施策4－4 港湾の整備



●現況と課題

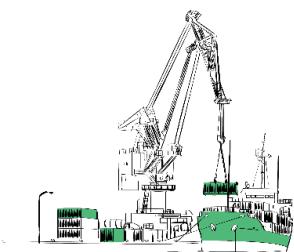
- ①経済のグローバル化による物流需要の増大や船舶の大型化、また、脱炭素化をはじめとした輸送革新が進む中、変化に対応した物流機能のより一層の強化・充実が求められています。
- ②自然災害時等においても、緊急物資輸送のための港湾輸送能力の確保等が求められており、大規模地震発生時に對応した施設整備が必要です。また、港湾施設、海岸保全施設の老朽化が進行しているため、適切な維持管理が必要となっています。
- ③新居浜港は、古くから地域の拠点として、人々の生活や産業を支え、地域の歴史や文化の育成に貢献してきました。今後も地域住民の交流の場として、また、観光客の受入施設としての機能を高めるほか、地域の活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりが求められています。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	公共岸壁の整備率	91.7% (令和元年度)	91.7% (令和6年度)	100% (令和12年度)
継続	港湾施設の橋梁の耐震化率	0% (令和元年度)	60.0% (令和6年度)	100% (令和12年度)
継続	みなどオアシスマリンパーク新居浜年間利用者数	11.8万人 (令和元年度)	10.1万人 (令和6年度)	11万人 (令和12年度)
追加	マリンパーク新居浜のイベント広場利用回数	6回 (令和元年度)	10回 (令和6年度)	15回 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-4-1	物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●物流需要や輸送方法の変化に対応した港湾施設の整備・適切な維持管理を図り、海上輸送の強化を推進します。 ●本市域における港湾の将来像について、その方向性を検討します。 ●物流の変化に対応するため、関係者との連携と協力を強化します。 ●港湾におけるCO2排出量削減のため、関係者と連携してカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾機能(施設整備、浚渫等)の維持及び強化 ●新居浜港港湾計画の見直し ●関係団体企業等の多様な輸送ニーズの把握 ●次世代エネルギーの受入供給拠点整備に向けた埋立ての検討 など



基本計画 4-4-2	港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●効果効率的な点検診断を実施します。 ●大規模地震発生時に備えた耐震化の施設整備を推進し、国土強靭化を図ります。 ●港湾、海岸保全施設の効果効率的な老朽化対策を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●個別施設計画、維持管理計画等に基づく点検 ●維持管理計画及び定期点検診断結果等に基づく老朽化対策、耐震化計画の策定 ●点検結果や施設利用状況等に応じた修繕、改修の実施 など



基本計画 4-4-3	港のにぎわいづくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●みなとオアシスマリンパーク新居浜を中心とした港のにぎわいの創出を推進します。 ●他の観光施設との連携を強化して、にぎわいづくりを行います。 ●クルーズ船の寄港に向けた取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●みなとオアシスマリンパーク新居浜を有効活用したイベントの実施 ●産業遺産や太鼓祭り等を活用したクルーズ船誘致活動の実施 ●クルーズセミナー等の広報活動の実 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜港港湾計画（平成11年度改訂）※令和9年度改訂予定 ●愛媛県海岸保全基本計画(平成27年度) ●新居浜港・東予港（東港地区）港湾脱炭素化推進計画（令和5年度） ●新居浜港長期構想（令和7年度策定予定）
------	---

施策4－5 防災・減災対策の推進



●現況と課題

①近年、台風や記録的豪雨による甚大な被害が全国各地で相次ぎ発生しているとともに、南海トラフ巨大地震の発生が、危惧されていることから、危機管理に関する組織の強化、国・県等の計画と連動した地域防災計画の見直しを行ってきましたが、あらゆるリスクを見据えた防災・減災対策に取り組み、強靭な地域づくりを推進する必要があります。民間企業等の技術やノウハウを防災に活かし、官民連携による防災体制の強化を図るために、様々な民間企業等との協定の締結を進める必要があります。避難所については、スフィア基準に基づき、避難所の生活環境の適切化改善を図るために必要な整備を実施し、福祉避難所は、要配慮者の多様なニーズに合わせた整備をすすめる必要があります。災害時における自治体間の連携を円滑にするため、本市の受援体制及び支援体制を確立・強化していく必要があります。

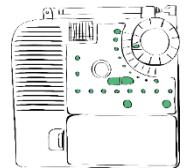
②災害発生時における「自助」「共助」の取組を進めるため、現在、全校区に自主防災組織が結成されていますが、自治会単位での自主防災組織結成率は伸び悩んでおり、活動内容や組織の機能充実に取り組む必要があります。また、災害時の応急活動において中心的な役割が期待される防災士の養成を行うとともに、地域での活動を促進する必要があります。障がいや高齢等により避難の際に支援が必要な人の避難行動要支援者名簿を作成していますが、自治会や民生児童委員等の避難支援等関係者と情報を共有し、地域ぐるみで避難行動要支援者の命と暮らしを守る体制づくりを進める必要があります。防災に関する知識の習得を図るために、令和2年4月に開設した防災センターを活用し、幅広い年代・対象に応じた知識の習得や防災意識の高揚に努めていく必要があります。

●成果指標と目標値

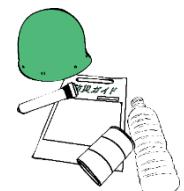
区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
新規	災害時応援協定締結数	95件 (令和元年度)	126件 (令和6年度)	151件 (令和12年度)
継続	防災士資格取得者 (うち、女性の数)	579人 (121人) (令和元年度)	927人 (242人) (令和6年度)	1,579人 (395人) (令和12年度)
継続	雨水ポンプ場施設劣化抑制率	0% (令和元年度)	7.4% (令和6年度)	17.8% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

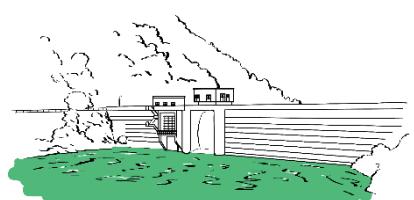
基本計画 4-5-1	防災・減災対策の強化
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●国土強靭化地域計画及び地域防災計画に基づき、強く、しなやかで 活力のある地域づくりを進めます。●官民連携による防災体制の強化を図るため、協定の締結を進めます。●様々な人の立場に立った避難所の環境整備に努めます。●災害時の広域連携に向けた危機管理体制を強化します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●危機管理体制の強化●防災体制強化に資する民間企業等との協定締結の推進●避難所施設・物資の整備●災害時の受援・支援体制の強化 など



基本計画 4-5-2	地域防災力の強化
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●自主防災組織への支援を充実し、組織の活性化を図ります。●防災士の養成及び活躍の場の創出を図ります。●関係機関・団体と連携し、避難行動要支援者対策を図ります。●市民の防災知識及び技術の普及に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●防災士養成及び活動の促進●要配慮者・避難行動要支援者対策●防災センターを活用した自助・共助意識の醸成 など



基本計画 4-5-3	災害に備えた河川・排水施設の維持管理と整備推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●河川の整備及び適正な維持管理を推進します。●効果効率的な排水施設の維持管理及び改築更新を推進します。●国・県等と連携を図り、流域治水の取組を推進します。●県管理河川整備及び土砂災害対策事業の推進を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●国・県・企業・住民等のあらゆる関係者と協働・連携強化●河川や水路の除草や浚渫、排水施設の維持管理及び更新工事等による機能保全●鹿森ダムの洪水調節機能の維持のため、堆積土砂の浚渫に向けた検討 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市国土強靭化地域計画(令和2年度)●新居浜市地域防災計画(令和6年度)●新居浜市下水道ストックマネジメント計画(令和6年度)
-------------	--

施策4－6 生活安全対策の推進



●現況と課題

①本市の交通事故発生件数は、近年減少傾向にあるものの、事故数減少のためには、全世代で交通マナーの向上や交通安全意識の普及・啓発を図る必要があります。自動車の運転に不安のある市民に対して、免許の自主返納を促進するための啓発を行います。

②防犯団体、警察、教育機関、行政の連携による防犯活動により、刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、未成年者の犯罪件数は横ばい状態にあります。防犯カメラの設置等により犯罪抑止が図られていますが、防犯活動継続のため、関係団体の支援を継続する必要があります。

③悪質商法や多重債務などの消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施していますが、スマートフォンの普及によるネットトラブルの増加等、問題は複雑・多様化しており、相談体制の充実・強化を図る必要があります。特に高齢者等をターゲットにした消費者トラブルが増加していることから、関係機関と連携して被害防止のための見守り活動を充実する必要があります。出前講座等の開催、市政だより・ホームページ等を通じた消費者問題に関する情報提供・啓発に努めていますが、商品や製品に関する消費者トラブルが相次いでおり、若年層も含めた消費者教育の実施を通して、消費者問題への関心を高める必要があります。

●成果指標と目標値

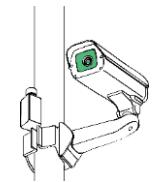
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	交通事故発生件数	271件 (令和元年度)	160件 (令和6年)	140件 (令和12年)
継続	犯罪発生件数	573件 (令和元年度)	474件 (令和6年度)	450件 (令和12年)
継続	消費生活相談における助言・あっせんによる解決率	78.3% (令和元年度)	84.3% (令和6年度)	90.0% (令和12年度)
継続	商品量目立入検査・不適正(不足)率	4.5% (令和元年度)	1.3% (令和6年度)	2.2% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4－6－1	交通安全対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教育の充実に努めます。 ●運転免許返納に関する啓発を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教室等の実施 ●全世代に対する交通安全啓発 ●運転免許の自主返納支援に関する広報 など



基本計画 4－6－2	防犯対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯団体、警察、教育機関等と連携して、防犯啓発と防犯活動への 支援を行います。 ●安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい街の実現のため、防犯カメラの設置を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜地区防犯協会への支援 ●防犯灯設置への助成 など



基本計画 4－6－3	消費者の自立支援と相談体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談の充実と新たな消費者問題への対応を図ります。 ●学校や関係機関、団体との連携により、消費者被害の未然防止を進めます。 ●消費者の自立支援に向け、幅広い世代に関する消費生活向上への意識啓発、消費者教育を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談体制の充実、法律相談の実施 ●消費者教育の推進と情報リテラシーの向上 ●見守りネットワークの活用による情報提供 など



基本計画 4－6－4	適正な計量の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な計量取引の推進を図ります。 ●計量検査体制の充実強化を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特定計量器定期検査の実施 ●計量関係事業者立入検査の強化 など



施策4－7 消防体制の充実



●現況と課題

①近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模・激甚化する各種災害に適確に対応するためには、老朽化が進む消防庁舎の機能強化を行うとともに、効果・効率的な応援体制の整備を図るなど広域的な消防の連携・協力が必要となっています。また、高齢化や人口減少が進む大島・別子山地区については、消防力の低下が懸念されており、地理的要因による常備消防力の不足を補い、消防体制を維持するためには、災害時における自衛消防力の強化が求められています。

②住宅防火対策については、住宅用火災警報器設置率が全国平均を下回っていることから、普及率向上を図る必要があります。また、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、地震による火災リスク軽減への対応が求められています。高圧ガス・危険物施設等においては、施設の老朽化等による災害リスクの高まりが、懸念されることから、更なる保安対策の推進が求められています。また、防火対象物の安全を確保するため、違反対象物の是正指導、複雑・多様化する火災の原因調査等、火災予防への広範な対策に取り組む必要があります。

③救急救助体制の充実に向け、応急救手当の普及拡大を目指した救急講習会の開催、救急救命士等の有資格者の養成を図っていますが、高齢化の進展等により救急件数は増加し、複雑・高度化しています。増加する救急件数を抑制し、地域の医療体制を維持するためには、救急車の適正利用を推進するとともに、様々な救急事案に対応した救急救命士等の人材の育成及び医療機関と連携したメディカルコントロール体制の強化が求められています。

④地域防災の中核を担う消防団は、少子高齢化や被雇用団員の増加等の社会情勢の変化により、団員数は減少傾向にあります。また、消防団の活動拠点となる消防団詰所や消防車両についても、老朽化が進展しております。地域防災の要である消防団については、将来にわたりその機能を維持していくかなければならず、団員の確保や施設及び車両の老朽化等の課題を解決し、持続可能な消防団組織体制を確立する必要があります。

●成果指標と目標値

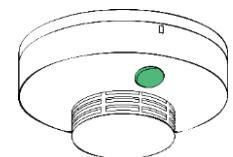
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	消防職員充足率(消防職員定数に関する職員の充足率)	81.7% (令和元年度)	91.4% (令和6年度)	100% (令和12年度)
継続	出火率(人口1万人当たりの年間火災発生件数)	2.44 件 (令和元年度)	2.84件 (令和6年度)	2.50件 (令和12年度)
追加	住宅用火災警報器普及率	70.0% (令和元年度)	83.64% (令和6年度) ※全国平均 84.5% (令和6年度)	全国平均を上回る 普及率 (令和12年度)
継続	実働救命士充足率(救急車6台の安定運用に必要な実働救命士の充足率)	63.9% (令和元年度)	97.2% (令和6年度)	100% (令和12年度)
継続	消防団員の充足率(消防団員定数に関する団員の充足率)	90.8% (令和元年度)	83.9% (令和6年度)	77.7% (令和12年度)
追加	人口に占める消防団員数の割合	人口に対する 団員数の割合 0.6% (令和元年度)	人口に対する 団員数の割合 0.59% (令和6年度)	人口に対する 団員数の割合 0.59% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-7-1	警防体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の初動体制の強化及び人材育成の充実を図ります。 ●新築移転による南消防庁舎の機能強化を図ります。 ●消防自動車及び資機材の計画的な整備を図ります。 ●離島、遠隔地の自衛消防力の強化に努めます。 ●西条市・四国中央市との消防指令センターの共同運用による効果・効率的な応援体制の確立を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●初動体制時の人員確保 ●消防職員人材育成の充実 ●南消防庁舎の新築移転 ●災害情報伝達・共有体制の強化 ●消防自動車及び、資機材の更新整備 ●離島、遠隔地の消防・防火対策の推進 ●消防指令センターの整備 など



基本計画 4-7-2	予防体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体と連携した住宅防火の推進を図ります。 ●企業における保安・防災対策の推進を図ります。 ●予防査察及び火災調査体制等の充実強化を図ります。 ●類似火災防止に向けた予防広報の推進を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅用火災警報器及び感震ブレーカーに関する広報の充実 ●企業の保安・防災対策への指導・助言 ●違反対象物の是正強化 ●火災調査技術の向上 ●火災予防広報等の推進 など

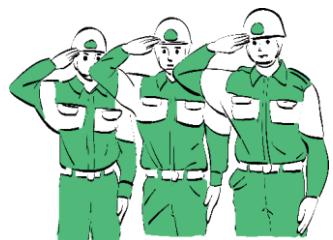


基本計画 4-7-3	救急救助体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救助資機材の計画的な更新整備を図ります。 ●基幹病院を中心にメディカルコントロール体制の強化を図ります。 ●応急手当の普及促進を図ります。 ●救急救命士等、有資格者の養成を図ります。 ●救急救助技術の高度化を推進します。 ●救急車の適正利用について普及啓発を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●救急救助資機材の更新整備 ●メディカルコントロール体制の充実強化 ●救急講習会等の充実拡大 ●救急救命士等、各種資格取得の推進 ●救急ワークステーションの充実強化 ●愛媛救急電話相談「#7119」の利用促進 など



●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-7-4	消防団の活性化
取組方針	<ul style="list-style-type: none">● 消防団員の確保に向けた取組を進めます。● 消防団詰所の改修及び消防団車両、資機材等の整備を計画的に推進します。● 地域防災の向上につながる消防団員の人材育成に努めます。● 消防団活動を積極的に広報し、消防団の活性化を推進します。● 地域の守り手である消防団を支援します。● 消防団の組織再編について検討します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">● 消防団員の確保対策の推進● 消防分団詰所等の整備● 消防団車両、資機材の更新整備● 教育・訓練の充実● 消防団広報の充実● 消防団組織再編基本計画の策定 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">● 愛媛県消防広域化推進計画(令和3年度)● 新居浜市地域防災計画（令和6年度）● 新居浜市南消防庁舎建設基本計画（令和6年度）
-------------	--

施策4－8 運輸交通体系の整備



●現況と課題

①高齢化の進行により、自動車を運転しない高齢者の増加、高齢者による事故の増加が懸念されています。また、駅やバス停から離れて居住している人口が、約3割を占めており、既存のバス路線の利便性向上や、交通結節点である新居浜駅周辺の利用促進及び駅南側からのアクセス性向上が必要となります。同時に、利用者の増加を図るため、人口集中地区及び人口の増加が見込まれる地区へ路線を配置することにより、バス交通圏域の人口増を図る必要があります。また、本市渡海船については、大島住民の通勤、通学、通院、買い物等、「生活福祉航路」として行政が直営で運航していますが、運賃収入等の増加が見込めない中、配船計画の見直しや、船舶の小型化により安定的な運営を図ることが課題となっています。

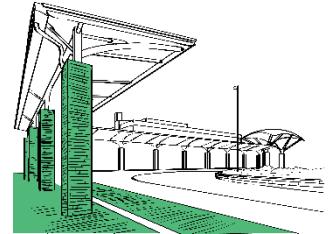
②高齢化が進む中、マイカーに頼らなくても移動できる環境整備が求められています。既存の移動サービスである、鉄道、バス、タクシーの利便性向上に加え、新しい移動サービスの導入が求められています。また、四国への新幹線導入を目指し、愛媛県内外での機運醸成を図っていますが、実現には至っておりません。早期に、基本計画を整備計画へ格上げするための継続した取組が求められています。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	公共交通(バス・デマンドタクシー)の利用者数	39万人 (平成30年度)	31万人 (令和6年度)	34万人 (令和12年度)
追加	デマンドタクシーの実利用者数	—	759人 (令和6年度)	880人 (令和12年度)
継続	渡海船事業収支率	8.7% (平成30年度)	7.2% (令和6年度)	6.0% (令和12年度)
継続	新居浜駅乗降人員数	142万人 (令和元年度)	142万人 (令和5年度)	150万人 (令和12年度)

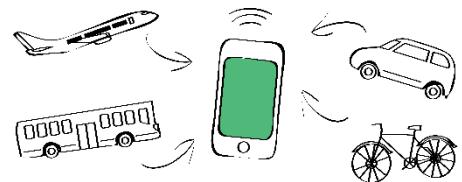
●課題解決に向けた取組方針

基本計画 4-8-1	公共交通の維持・整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・交通事業者・行政の協働により、本市の公共交通を維持します。 ●コンパクトなまちづくりを先導する、便利で使いやすい持続可能な公共交通網の形成を図ります。 ●渡海船の安定的な運営を図るため、運営体制等、全体的な見直しを行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●既存バス路線網の見直し ●デマンドタクシーの拡充 ●健康促進に着目した公共交通転換の実施 ●別子山地域バスの運行 ●総合的な渡海船運営の見直し及び新船建造に向けての検討など



基本計画 4-8-2	新しい移動サービスの導入
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●情報通信技術を活用して既存の移動サービスの利便性向上を図るとともに、先進的な移動サービスの導入に向けた検討を進めます。 ●四国新幹線導入に向け、関係機関への要望活動を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●MaaS等による公共交通機関の効率化、自動運転等による新しい移動サービスの検討 ●イベント等による四国新幹線導入に向けた広報・啓発活動の実施 ●国、県、JR四国、西日本等、関係者への要望活動の実施など

MOBILITY
AS A SERVICE



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市都市交通マスタープラン(平成20年度) ●新居浜市地域公共交通計画（令和5年度）
------	--

(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ) 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

施策 5－1 学習活動の充実

- 1 生涯学習機会の充実
- 2 生涯学習関連施設の充実
- 3 図書館機能の充実



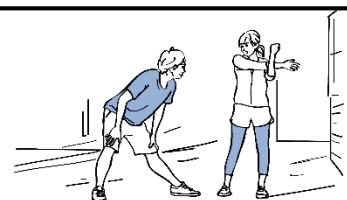
施策 5－2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承



施策 5－3 スポーツの振興と競技力の向上

- 1 生涯スポーツの振興
- 2 競技スポーツの振興
- 3 施設環境の整備



施策 5－4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

- 1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進
- 2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信
- 3 多喜浜塩田文化の保存・継承



施策 5－5 人権の尊重



- 1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進
- 2 学校における人権・同和教育の推進
- 3 人権擁護体制の充実



(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ) 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

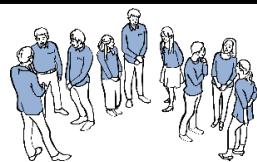
施策 5－6 男女共同参画社会の形成

- 1 男女共同参画社会の推進
- 2 DV対策の推進



施策 5－7 地域コミュニティの充実

- 1 地域コミュニティ活動への支援
- 2 地域再生への体制づくり



施策 5－8 多様な主体による協働の推進

- 1 協働のまちづくりを推進する体制づくり
- 2 市民のまちづくり活動への支援



施策 5－9 国際化の推進

- 1 国際交流の推進
- 2 多文化共生社会の推進
- 3 国際化を進める体制づくり



施策5－1 学習活動の充実



●現況と課題

①公民館や交流センター、生涯学習センター等では、市民の多様な学習要求に応えるため、様々な講座等を開設していますが、一部の講座は、参加者が固定化・高齢化しており、参加者数も減少傾向にあります。今後は地域や高等教育機関等と連携し、国際化や情報化等の社会の必要課題に対応した魅力的な講座等を開設すること、その成果を活かせる場所を作ることが求められています。また、地域の伝統文化や歴史を、次の世代へ継承するため、小中学校等と連携し、学習機会の提供に努める必要があります。

②人生100年時代を迎え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すためには、学習活動の拠点となる公民館等の計画的な維持管理、老朽化対策を行っていく必要があります。

③図書館は、幅広い年代が、集い学べる市内最大の情報及び生涯学習の拠点施設であるため、時代の変化や市民のニーズに対応した資料の充実、学習機会の提供に努める必要があります。また、利用者が安全で快適な環境で利用できるように、老朽化した施設の計画的な修繕及び維持管理を行っていく必要があります。電子図書館の登録者数は増えているものの、図書館の利用者は減少傾向にあるため、図書館の価値や魅力を広くPRし、来館者の増加を目指す必要があります。

●成果指標と目標値

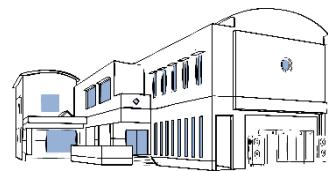
区分	成果指標名	計画策定時 (令和元年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	公民館等における講座参加者の満足度	— (令和元年度)	83.5% (令和6年度)	90% (令和12年度)
継続	公民館等の施設利用者の満足度	— (令和元年度)	78.0% (令和6年度)	80% (令和12年度)
継続	図書館来館者数	223,616人 (令和元年度)	186,201人 (令和6年度)	188,622人 (令和12年度)
追加	電子図書館登録者数	—	2,098人 (令和6年度)	5,000人 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－1－1	生涯学習機会の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の要望や時代のニーズに合った講座等を開催します。 ●生涯学習施設で学んだことを還元し、活躍できる場所をつくります。 ●小中学校等と連携し、地域の歴史・伝統文化について学ぶ機会を提供します。 ●愛媛大学、松山大学、新居浜高専等と連携した事業等を実施します。 ●世代間交流を目的とした事業、講座を実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館等の学級・講座の開催 ●生涯学習大学講座の開催 ●高齢者生きがい創造学園講座の開催 ●校区夏祭り・文化祭等の開催支援 ●地域の伝統・歴史を伝承するための事業開催 ●小中学校におけるふるさと学習の支援 など



基本計画 5－1－2	生涯学習関連施設の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設再編計画等に基づき、計画的な施設・設備の修繕、維持管理を行います。 ●生涯活躍のまち基本構想に基づき、拠点施設の「ワクリ工新居浜」を活用します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館、交流センター等の環境整備 ●生涯学習センター・高齢者生きがい創造学園の機能維持 ●生涯活躍のまち拠点施設を活用した多世代交流の促進と産業振興 など



基本計画 5－1－3	図書館機能の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●時代の変化、市民ニーズに対応した資料を収集し、講座・セミナー等を開催します。 ●SNS等を活用し、新しいイベントやサービスの情報を積極的に発信します。 ●誰もが訪れたくなる魅力的な図書館として利用しやすい環境を整えます。 ●図書館の長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕等を実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●時代の変化、市民ニーズに対応した資料収集、情報発信 ●他機関と連携した講座・セミナー等の開催 ●企画事業(子ども向け行事など)の実施 ●施設の計画的な維持管理 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市生涯活躍のまち基本構想(平成28年度) ●新居浜市生涯活躍のまち事業推進計画(平成29年度) ●若宮小学校施設活用基本計画(平成30年度) ●新居浜市公共施設再編計画(平成30年度)
------	---

施策 5－2 文化芸術の振興と歴史文化の継承



●現況と課題

①本市では、多くの市民が文化を身近に感じ、創作、鑑賞など、様々な文化活動ができるまちを目指し、文化芸術に触れるための環境の整備、機会の充実を図ってきました。また、本市には令和元年度に創立70周年を迎えた新居浜文化協会があり、本市の文化芸術活動推進の牽引役となっていますが、担い手となっている文化芸術団体には、高齢化・会員減少・活動場所の不足等の課題が顕著となっており、今後も継続的に団体等が活動できるよう、活動支援を行う必要があります。今後においても、多くの市民、特に、次代を担う子どもたちが豊かな感性を育み、意欲と才能を伸ばすためには、より一層、文化芸術に触れる機会の拡充に努める必要があります。また、平成27年度にあかがねミュージアムが建設され、本市における文化芸術活動の拠点となっている一方、市民文化センターの老朽化が進んでおり、施設の使用目標年数や市全体の公共施設のあり方、人口減少社会等の状況を踏まえ、新たな施設整備に着手する必要があります。

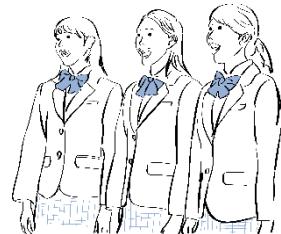
②本市には、多様な歴史遺産や文化財が残っており、郷土芸能など地域に伝わる伝統文化もあります。貴重な文化財や伝統文化を次の世代に残し、継承していくためには、文化財や地域の伝統文化の価値や面白さを多くの方に知つてもらう必要があります。そのため、文化財をわかりやすく紹介することや、文化財を市民の財産として有効に活用することが求められています。また、地域とともに文化財を保存・活用し、まちづくりに活かすことを定めた改正文化財保護法が平成31年4月に施行され、都道府県においては、文化財保存活用大綱を策定し、市町村においては、文化財保存活用地域計画を策定することができると規定されました。令和3年2月には、愛媛県が「文化財保存活用大綱」を策定したことから、「新居浜市文化財保存活用地域計画」についても、関係各課と協議しながら、策定について検討していく必要があります。そのため、担い手が減少する伝統文化をいかにして継承していくかということに加え、文化財を専門的に調査解説できる人材の育成も喫緊の課題となっています。また、本市の歴史を市の財産として後世に継承するため、昭和55年発刊以来となる新しい市史の編さんに取り組んでいますが、市民が歴史への理解を深め、郷土への愛着が深まるものとする必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	文化芸術施設利用者数	345,945人 (令和元年度)	229,197人 (令和6年度)	345,945人 (令和12年度)
追加	文化施設主催事業参加人数	-	14,943人 (令和6年度)	17,000人 (令和12年度)
継続	文化財指定登録件数	100件 (令和元年度)	111件 (令和6年度)	111件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－2－1	文化芸術活動の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が障がいの有無にかかわらず、様々な文化活動を行えるよう、環境の整備、機会の拡充に努めます。 ●文化芸術活動に取り組む団体と連携し、活動を支援します。 ●老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に着手します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●あかがねミュージアム等での文化芸術事業の充実 ●市民文化祭、市展や様々な分野のアウトリーチ活動歩の実施 ●ミュージアムボランティアの充実及びあかがねジュニア学芸員の育成 ●多目的に使用できる新施設の整備推進 など



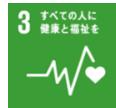
基本計画 5－2－2	文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の適切な保存、継承、整備に努めます。 ●地域に伝わる伝統文化の保存、伝承活動を支援します。 ●新居浜市史編さん基本方針に基づき、市史編さん事業を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「銅山峰のツガザクラ群落」の保存活用 ●歴史資料等の適切な保存管理と公開 ●文化財の管理者への支援 ●「新居浜の文化財(冊子)」の更新 ●郷土芸能発表会の開催 ●新居浜市文化財保存活用地域計画の策定 ●市史編さん事業の推進 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市文化芸術振興計画(平成30年度) ●新居浜市史編さん基本方針(令和4年度改訂) ●銅山峰のツガザ克拉群落保存活用計画 (令和5年度)
------	---

施策 5 – 3 スポーツの振興と競技力の向上



●現況と課題

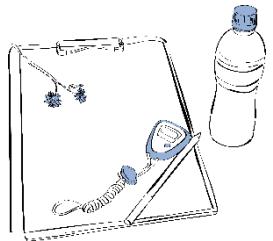
- ①日常からスポーツに親しんでいる人は年々減少傾向にあり、また、子どもの体力も低下傾向にあります。こうした状況の背景には、ライフスタイルの多様化や、地域コミュニティの希薄化による地域スポーツ活動が低迷している状況があり、その状況を改善するための取組が必要となっています。
- ②競技スポーツにおいては、近年、全国規模の大会へ出場する選手等が増加しており、より一層の競技力向上を図るほか、部活動の地域展開を踏まえた指導者の育成や、選手等の経済的負担の軽減が求められています。
- ③体育施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修等を行う必要があります。また、現在の施設の老朽化がさらに進むと、プロスポーツや全国大会等の開催が難しくなってくるため、現施設の使用可能年数等を踏まえた、施設整備を検討する必要があります。

●成果指標と目標値

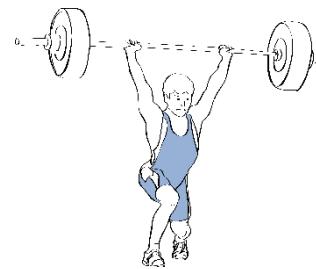
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	成人の週1回以上の運動実施率	47.1% (令和元年度)	50% (令和6年度)	65% (令和12年度)
継続	全国大会出場大会数 (学生以下)	144件 (令和元年度)	112件 (令和6年度)	130件 (令和12年度)
追加	全国大会出場人数 (学生以下)	–	346人 (令和6年度)	450人 (令和12年度)
継続	全国規模の大会やプロスポーツの開催回数	4回 (令和元年度)	5回 (令和6年度)	6回 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

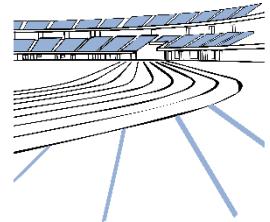
基本計画 5－3－1	生涯スポーツの振興
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの市民が体を動かす機会、場所を提供します。 ●地域における指導者の育成に取り組むとともに生涯スポーツの拠点づくりを目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各校区の体育振興会等に関する活動支援 ●各種スポーツ大会、教室の開催 ●生涯スポーツの拠点づくりの推進 など



基本計画 5－3－2	競技スポーツの振興
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●競技スポーツにおける指導者の育成や、全国大会に出場するアスリート・パラアスリートへの支援を行います。 ●ジュニアスポーツからトップアスリートまで一貫した育成に取り組みます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●トップアスリート育成事業の実施 ●全国大会出場者等に関する奨励金の支出 ●種目協会に関する活動支援 ●民間活力を活用した学校スポーツの活性化 など



基本計画 5－3－3	施設環境の整備
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の維持管理に努めます。 ●市民にレベルの高い競技スポーツを観戦する機会を提供します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各施設の改修、維持管理の実施 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市スポーツ推進計画(平成25年度)
------	---

施策 5－4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実



●現況と課題

①本市発展の礎となった別子銅山の歴史や、近代化産業遺産の価値を後世に伝え、市民の誇りとして伝承していく必要があります。このため、現在整備を進めている住友山田社宅を含む産業遺産全体について、所有企業の理解のもと保存整備を推進するとともに、マイントピア別子等と連携した活用に関する検討を行う必要があります。また、旧広瀬邸（国指定重要文化財・名勝）についても、文化財指定後、老朽化が進んでいるため、保存活用計画に基づき、早期に耐震対策を含めた保存整備工事等に取り組む必要があります。

②別子銅山の近代化に携わった人々の功績や住友の企業精神を多くの方に知ってもらい、後世に伝承していく必要があります。このため、広瀬歴史記念館等において、様々な企画展等を継続的に開催し、市民意識の醸成を図っていく必要があります。また、全国近代化遺産活用連絡協議会における会員間のネットワークを活用するとともに、市民団体及び高校生による他の産業遺産都市との交流、連携を図る必要があります。また、市民参加型まちづくりファンドとして創設された「あかがね基金」等を活用し、近代化産業遺産の保存工事等を実施しており、今後も、基金の周知・育成に努める必要があります。

③多喜浜校区では、地域住民主導で塩田文化の保存・継承に取り組んでいますが、指導者が高齢化しており、今後、学習の講師を含め、多喜浜塩田の歴史を伝える後継者の育成が課題となっています。

●成果指標と目標値

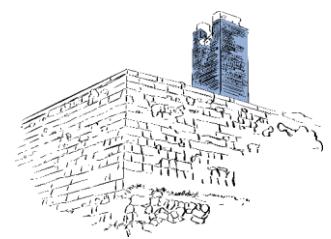
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	広瀬歴史記念館(展示館・旧広瀬邸)観覧者数	10,282人 (令和元年度)	7,679人 (令和6年度)	12,000人 (令和12年度)
継続	別子銅山関係情報発信回数	14,214 件 (令和元年度)	38,945件 (令和6年度)	44,000件 (令和12年度)
継続	塩田文化に関する学習の参加者の理解度	— (令和元年度)	81.3% (令和6年度)	90% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

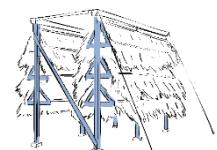
基本計画 5－4－1	別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●住友山田社宅の保存整備を図るとともに、産業遺産全体の活用を推進します。 ●旧広瀬邸（重要文化財・名勝）の保存活用計画に基づき、保存整備工事等を実施します。 ●産業遺産の調査研究を行い、国の登録有形文化財制度の活用を図ります。 ●産業遺産の適切な維持管理・設備改修等を実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住友山田社宅の保存整備・活用 ●旧広瀬邸の整備の実施 ●広瀬歴史記念館の設備改修等の実施 ●そのほか産業遺産の一体的な活用促進 など



基本計画 5－4－2	別子銅山の歴史の伝承・情報発信
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●企画展の開催等により、別子銅山の歴史を広く発信するとともに、各種メディア等の積極的な活用により後世に伝承します。 ●全国近代化遺産活用連絡協議会等のネットワークを活用し、広域での近代化産業遺産に関する情報発信の充実を図ります。 ●あかがね基金の周知を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各種メディア等への取材協力、パンフレット等による情報発信と次世代への伝承 ●企画展等の開催 ●全国近代化遺産活用連絡協議会会員間の交流促進 ●産業遺産都市との交流促進 ●各種媒体を通じた基金の周知 など



基本計画 5－4－3	多喜浜塩田文化の保存・継承
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●多喜浜塩田の歴史を多喜浜校区以外でも周知し、協力者を増やし、その中から新たな担い手を育成します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●塩田文化バンク講座の運営 ●多喜浜のまち全体が塩の博物館事業の実施 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画(平成23年度) ●旧端出場水力発電所保存活用計画(平成28年度) ●住友山田社宅保存活用計画(令和元年度) ●名勝旧広瀬氏庭園保存活用計画 (令和3年度) ●重要文化財旧広瀬家住宅保存活用計画 (令和3年度)
------	---

施策 5－5 人権の尊重



●現況と課題

①市民一人ひとりが、人権についての正しい認識を持ち、人権尊重意識を高めるため、地区単位等で様々な啓発事業を実施しているほか、様々な機会に市民が集い、語り合うための場づくりに努めています。また、市政だよりへの人権啓発に関する特集記事の折り込みや、人権に関するリーフレットの作成、配布、CATVの行政広報番組などによる啓発活動にも努めています。しかしながら、近年、事業への参加者が固定化とともに、減少傾向にあるため、来場者アンケートの意見等を参考にしながら、参加者を増やすための方策を検討、実施していく必要があります。また、配布するリーフレット等についても、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努める必要があります。

②小中学校においては、部落差別をはじめとする様々な人権問題解決のため、正しい認識を深め、全教育活動を通じて、差別を「しない、させない、許さない」児童・生徒を育成するための教育を実践していますが、人権・同和教育に関する学習活動や行事への保護者の参加率は低下傾向にあります。今後においては、より一層、学校、家庭、地域の連携の強化を促進し、それぞれの場所において人権が尊重されるための学びを実施し、児童・生徒だけでなく、保護者への啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。

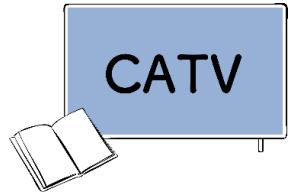
③複雑・多様化する様々な人権侵害による被害者の救済を図るために、気軽に相談できる窓口を設置し、その存在を広くPRするとともに、人権に関わる関係機関との連携体制をより一層強化していく必要があります。また、人権啓発活動の拠点となる瀬戸会館や大島教育集会所は経年劣化による老朽化が進んでいるため、施設及び設備の計画的な修繕を行うとともに、長期的な視野に立った施設の将来像や複合施設の建設等に関する検討を行う必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	人権に関する3法の認知度(平均)	46.3% (令和元年度)	52.9% (令和6年度)	70% (令和12年度)
継続	校区別人権・同和教育懇談会参加者数	11,568人 (令和元年度)	11,160人 (令和6年度)	11,160人 (令和12年度)
追加	人権・同和教育教職員研修自主参加率	—	24.0% (令和6年度)	50.0% (令和12年度)
継続	人権相談援助件数(関係機関への紹介、法律上の助言等)	13件 (令和元年度)	21件 (令和6年度)	30件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－5－1	社会における人権・同和教育及び啓発の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●学習内容や実施方法について、創意工夫を図ります。 ●市民が参加しやすく、親しみが持てる事業の実施に努めます。 ●市政だより特集記事やリーフレット、CATV広報番組は、イラスト等を使用し、人権に関心を持つもらえる誌面・映像作りに努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●お茶の間人権教育懇談会の開催 ●ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～の開催 ●地区別人権教育市民講座の開催 ●講演会等の開催(人権のつどい日) ●人権啓発物の発行、広報番組の作成 ●身元調査お断り運動の推進 など



基本計画 5－5－2	学校における人権・同和教育の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進するため、学びの場を提供します。 ●子どもの学びを通じた啓発活動を行います。 ●教職員の人権感覚を磨き、指導力の向上を図るための研修の充実に努めます。 ●愛媛県人権教育協議会新居浜支部、人権擁護委員、学校運営協議会や関係団体等と連携した事業を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●校区別人権・同和教育懇談会(基礎研修、学級学年別研修)の実施 ●小中学校人権・同和教育研究大会の実施 ●人権・同和教育教職員研修の充実 など



基本計画 5－5－3	人権擁護体制の充実
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●人権侵害による被害者を早期に救済する体制の整備が必要であるため、人権に関わる関係機関との連携・充実を図ります。 ●人権啓発活動の拠点となる施設を適正に維持管理します。 ●瀬戸会館の将来像や複合施設の建設等に関する検討を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●人権相談体制の充実 ●人権擁護関係機関との連携、協力体制の推進 ●瀬戸会館と大島教育集会所の維持修繕の実施 ●瀬戸会館及び周辺施設の複合化に向けた取組の推進 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市人権施策基本方針(令和7年度改訂)
------	--

施策 5 – 6 男女共同参画社会の形成



● 現況と課題

①男女共同参画に関する意識は毎年のフォーラム・講演会の開催等によりある程度浸透してきているものの、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等によりまだ十分とはいえない状況です。ジェンダー平等について市民が広く関心と理解を深め、男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図っていく必要があります。誰もが暮らしやすい社会の実現を目指して、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、働き方改革の推進に向けても積極的に取り組んでいますが、急速に進む少子高齢化、人口減少の中で、地域活力の維持、向上のためにも、取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。委員会・審議会等への女性の登用については、政策・方針決定過程への女性参画が重要であることから、さらなる参画率の向上を図る必要があります。女性総合センターについては、男女共同参画社会づくりの活動と交流の拠点として様々なニーズに対応した取組や安全安心に利用できる施設の適正な保全が必要です。

②配偶者暴力相談支援センターについては、相談から自立支援まで関係機関と連携した被害者支援を行っており、身近な相談窓口として認知されてきていますが、さらなる周知とDV防止啓発により暴力を許さない社会づくりに努める必要があります。また、被害者の自立まで総合的に支援を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、相談支援員の資質向上・養成のための計画的な取組が必要です。

● 成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
変更	女性活躍等応援認証制度の認証事業所数	累計14事業所 (平成27年度～令和元年度)	累計89事業所 (令和6年度)	累計170事業所 (令和12年度)
継続	新居浜市配偶者暴力相談支援センター認知度	20.6% (令和元年度)	21.3% (令和6年度)	25% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－6－1	男女共同参画社会の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●男女共同参画やジェンダー平等に関する意識の高揚に向けた講演会やイベント参加への働きかけに努めます。●女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。●審議会・委員会への女性の参画率の向上に努めます。●女性総合センターの利用促進、適切な維持管理に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●女性フォーラム・講演会・出前講座の開催等●女性活躍等推進事業所認証●審議会等への女性の登用促進●女性総合センターの利用促進・整備 など



基本計画 5－6－2	DV対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●身近な相談窓口として配偶者暴力相談支援センターのPRに努めます。●DV被害者に関する総合的な支援を行うため、関係機関との連携の強化を図ります。●相談支援員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●DV相談体制の充実●DV防止に関する意識啓発●DV支援関係機関との連携強化●相談支援員に関する研修、講座開催 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●第3次新居浜市男女共同参画計画(令和2年度) 令和7年度中間見直し
------	--

施策 5 – 7 地域コミュニティの充実



● 現況と課題

①自治会加入率については減少傾向にあり、役員のなり手がいないなど自治会活動に支障が出ていることから、世代間交流が出来るまちづくりを推進し、持続可能なコミュニティ組織の運営や人づくりに取り組む必要があります。また、自治会館、放送設備などのコミュニティ施設の老朽化が進んでおり、自治会員の減少等により財政基盤等が弱まっている中、修繕等に関する財政支援が必要になっています。特に、自治会館については、地域の防災、コミュニティの拠点としての機能充実が求められています。

②地域のまちづくりを推進するため、自治会をはじめ様々な団体が活動していますが、個々の目的に限定され、団体間のネットワークが不足していることから、地域で総合的にまちづくりを推進する組織づくりが求められています。地域の特性を生かしつつ、コミュニティの活性化に向け組織や拠点の在り方を考える必要があります。また、職員が地域の活動を支援する地域コミュニティ支援員制度が発足しましたが、今後は地域と行政の協働による地域コミュニティづくりの推進体制を構築する必要があります。

● 成果指標と目標値

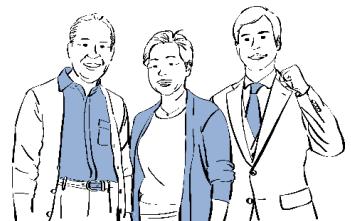
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	コミュニティ活性化事業実施数	38事業 (令和元年度)	35事業 (令和6年度)	40事業 (令和12年度)
追加	三世代交流事業実施地区数	4地区 (令和元年度)	5地区 (令和6年度)	9地区 (令和12年度)
継続	地域運営組織設立数	0団体 (令和元年度)	1団体 (令和6年度)	7団体 (令和12年度)
追加	地域運営組織準備検討地区数	0団体 (令和元年度)	2団体 (令和6年度)	7団体 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－7－1	地域コミュニティ活動への支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会の活性化を図るため、必要な財政支援及び先輩世代、現役世代、未来世代の三世代交 流行事などのソフト面での活動支援などの充実強化に努めます。 ●地域のコミュニティ活動の拠点及び防災拠点として、自治会施設・設備の整備等に関する支援を行います。 ●地域の各種団体等と連携し、魅力ある地域づくりに向け コミュニティの活性化を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会加入を促進する取組の推進 ●コミュニティ施設等の整備 ●地域コミュニティ活動への支援 など



基本計画 5－7－2	地域再生への体制づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が中心となって地域課題の解決に向けて取り組む 地域運営組織の形成に向けた取組を 進めます。 ●地域と行政との協働を推進するため、人的、財政支援体制の構築を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティを支える組織、拠点づくりの推進 ●地域と行政の協働による地域コミュニティづくりの推進 ●職員のサポート体制の推進 など



施策 5 – 8 多様な主体による協働の推進



● 現況と課題

①地域の多様な主体が連携、協働し社会全体の公共サービスの質の充実が求められている中、協働のまちづくりを具体的に推進するための体制及び制度の構築に取り組む必要があります。ボランティア活動への関心が高まる中、様々な世代がまちづくりへの関心を高め、活動に参加したいと思う人が気軽に参加でき、活動を長く続けるための体制づくりを構築する必要があります。協働のまちづくりに向け、まちづくりを担う人材の育成が求められており、マネジメント力の向上に繋がる人材育成が必要であるとともに、市職員にも協働への意識改革や能力開発が求められています。

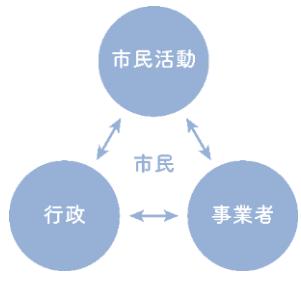
②市民のまちづくり活動を継続するために、活動に関する情報の提供や広報の強化などにより、市民の認知度を高める必要があります。また、活動に関する相談機能の充実とともに会議や作業スペース、機器の提供などの支援の充実が求められています。さらに、市民団体等とのネットワーク確立やコーディネートの充実による新たなサービスの創出が期待されています。社会の多様なニーズに応えるために、ボランティア・市民活動センターなど市民のまちづくりを支援する中間支援組織の機能強化を図り、市民活動団体やNPO間の連携やコーディネートを進める必要があります。

● 成果指標と目標値

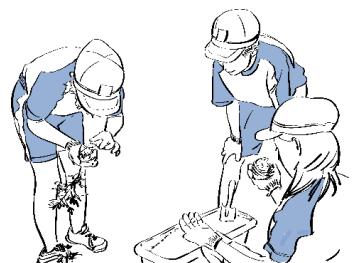
区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
変更	ボランティア・市民活動団体登録数	223団体 (令和元年度)	246団体 (令和6年度)	252団体 (令和12年度)
継続	NPO法人設立数	40団体 (令和元年度)	37団体 (令和6年度)	42団体 (令和12年度)
追加	公共施設愛護事業参加者数	4,661人 (令和元年度)	4,710人 (令和6年度)	4,800人 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－8－1	協働のまちづくりを推進する体制づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●協働のまちづくりを進めるための推進体制や制度の整備を進めます。 ●ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動しやすい体制づくりに取り組みます。 ●協働のまちづくりを担う人材の育成を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、企業、行政の協働による地域づくりの推進 ●ボランティアに参加しやすい環境づくりの推進 ●ボランティアマッチングの推進 ●人材育成のための研修の充実 など



基本計画 5－8－2	市民のまちづくり活動への支援
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●中間支援組織の機能強化を図り、市民活動の活性化を進めます。 ●市民活動団体の交流や連携を進め、新たな活動やサービスの創出を図ります。 ●新たなNPOの設立を支援し、多様な公益サービスの提供を目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中間支援組織の機能強化 ●中間支援組織間のネットワークづくりの推進 ●公共施設愛護事業の推進 ●花いっぱいのまちづくりの推進 など



施策 5－9 国際化の推進



●現況と課題

- ①友好都市である中国徳州市との交流をはじめ、他の外国との都市間交流を積極的に進める必要があります。また、若い世代の国際感覚と国際理解を深めるため、学生や市民と外国との交流を進める必要があります。
- ②本市に在住する外国人は増加を続けており、多様な言葉と文化を尊重したまちづくりが求められています。そのため、生活に必要な様々なサービスを充実させ、外国人が安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進める必要があります。また、外国人を地域で受け入れるために、国際感覚豊かな人材の育成とともに、受入体制の整備や多文化共生社会構築の気運醸成のための各種の事業を展開する必要があります。製造業や建設業、サービス業などで外国人労働者が年々増加していることから、外国人労働者の雇用動向の把握に努めるとともに、受入企業等と連携して職業相談機能の充実など働きやすい就業環境の整備を進めることが重要になっています。
- ③本市に在住する外国人に関する生活支援と地域の国際化を推進する拠点として新居浜市国際交流協会が設立されました。今後は協会の活動の充実強化に努めるとともに、国際交流に関する情報の共有、関係機関等との連携を図る必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
変更	国際理解講座参加者数	—	225人 (令和6年度)	300人 (令和12年度)
継続	外国人交流事業数	10事業 (令和元年度)	24事業 (令和6年度)	26事業 (令和12年度)
継続	国際交流協会会員数	117人 (令和元年度)	94人 (令和6年度)	130人 (令和12年度)
追加	国際交流協会会員数（団体・法人）	13団体 (令和元年度)	17団体 (令和6年度)	22団体 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 5－9－1	国際交流の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●友好都市との交流を継続して進めるほか、市民と外国との交流を推進します。 ●若い世代のパスポート取得及び海外渡航を促進させ、国際社会に主体的に対応できる能力を備えた人材育成を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●友好都市等との交流 ●民間交流の支援 ●異文化交流活動の支援 など



基本計画 5－9－2	多文化共生社会の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語学習支援の充実に努めます。 ●外国人生活支援の充実を図ります。 ●国際理解講座などを開催します。 ●外国人の地域社会やボランティアの参画を促進し、住みやすい共生のまちづくりを進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人相談窓口・生活情報提供の充実 ●日本語教師養成、学習支援の充実 ●多文化共生講演会等の開催 ●国際交流ボランティアの育成 ●外国人の地域社会への参画の促進 ●外国人の就労相談 など



基本計画 5－9－3	国際化を進める体制づくり
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市国際交流協会を中心に地域の国際化の取組を推進する 体制づくりを進めます。 ●国際化を推進する企業、団体等と連携し、情報共有、相互協力を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流協会の運営支援 ●国際交流員の活用 ●関係機関、関係企業等とのネットワーク構築 など



●関係計画

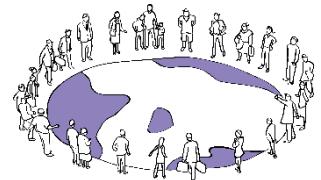
関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市国際化基本指針(令和7年度改訂予定)
------	---

(地球環境・生活環境・上下水道)

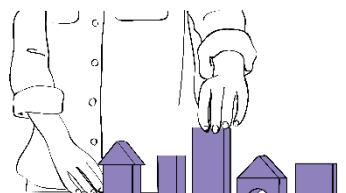
人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

施策 6－1
地球環境の保全と継承

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 協働による環境活動の推進

施策 6－2
生活環境の保全と調和

- 1 快適な生活環境の維持・向上
- 2 時代に調和した葬祭施設等の推進

施策 6－3
循環型社会の実現

- 1 ごみの発生抑制と資源循環の推進
- 2 適正かつ安定的なごみ処理体制の確立
- 3 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進

施策 6－4
上下水道事業の推進

- 1 水道水の安定供給
- 2 工業用水の安定供給
- 3 下水の安定処理
- 4 上下水道事業の経営基盤の強化



施策 6－1 地球環境の保全と継承



●現況と課題

①地球環境問題は、市民・事業者・行政が互いに協働して取り組まなければならない深刻な問題です。中でも地球温暖化問題は、市を挙げて緊急に取り組まなければならない重要課題です。本市では、市内全域から排出される温室効果ガス削減に向けた省エネルギー対策の推進として、道路灯、公園灯などの屋外照明への高効率照明の導入及び維持管理などに取り組んでいますが、引き続き省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、市民・事業者への太陽光発電設備導入支援に取り組むとともに、公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の率先導入等に取り組んでいく必要があります。現状における温室効果ガスの排出量 については、市の事務事業における排出量は削減できていますが、市内全域における排出量は削減できておりません、原因の分析と改善に向けた取組が必要であるとともに、市域一体で取組を推進していく必要があります。

②地球環境問題に取り組むには、行政だけの力では限りがあり、市民・事業者・行政の各主体が連携を図りながら、対策への取組を着実に実践していくことが重要です。本市では、新居浜市地球高温化対策地域協議会やにいはま環境市民会議等の活動により、市民・事業者・行政が協働し、一体となった環境への取組を推進しており、これらの活動の継続と強化が今後においても必要となります。近年問題となっている海洋プラスチックごみなどに関する取組を推進することも重要です。また、ホームページ、SNSや環境出前講座等の様々な手法により、子どもから大人まで各世代にわたり環境問題について関心を持つもらう機会を提供する必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	市域の温室効果ガス排出量	637,000 t-CO ₂ (平成29年度)	2,714,000 t-CO ₂ (令和3年度) (推計方法変更)	1,900,300 t-CO ₂ (令和9年度) (推計方法変更)
継続	環境活動参加人数	1,949人 (令和元年度)	2,280人 (令和6年度)	2,500人 (令和12年度)

● 関係計画

基本計画 6-1-1	地球温暖化対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">● ゼロカーボンシティを目指し、温室効果ガスの削減に努めます。● 省資源、省エネルギーの推進を図ります。● 再生可能エネルギーの普及啓発と導入促進に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">● 省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入に関する支援● 公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進● 地球環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルへの転換促進の取組 (※環境負荷の少ない移動手段含む)● 環境マネジメントシステムの取組推進 など



基本計画 6-1-2	協働による環境活動の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">● 関係団体と協働し、環境活動の活性化を図ります。● 環境学習、環境教育を通じて市民意識の向上を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">● 関係団体との連携強化● 各種イベントの開催や出展、SNS等の活用による環境活動の普及啓発と参加者の充実● 環境活動に関するインセンティブ付与の検討● ホームページ、SNS、環境出前講座等、様々なツールを活用した学習機会の創出 など



● 課題解決に向けた取組方針

関係計画	<ul style="list-style-type: none">● 「第3次いはま環境プラン(環境基本計画及び環境保全行動計画)」(令和5年度)● 新居浜市地球温暖化対策地域計画(第2次区域施策編)(令和5年度)● 新居浜市地球温暖化対策率先行動計画(エコアクションプランいはま)(令和5年度)
-------------	---

施策 6－2 生活環境の保全と調和



●現況と課題

①事業活動に伴う産業型公害は、公害防止技術の進歩や法令の整備、事業者の努力によって改善されてきましたが、日常生活に起因する野焼き、近隣騒音、身近な悪臭、生活排水による水質汚濁などの生活型公害の比重が増えています。本市では、問題解決のために、事業活動の環境監視や公害苦情の調査・指導、合併処理浄化槽への転換促進に努めており、継続する必要があります。また、ペットの不適切な飼い方や飼い主のいない猫によるふん便などの問題も多く相談が寄せられており、飼い主のマナー向上や飼い主のいない猫の繁殖対策を推進する必要があります。加えて、近年、生物の多様性が急速に失われていることが問題になっており、将来に渡って生物の多様性を守っていくために、一人ひとりが生物多様性に関する理解を深め、生物多様性を守る行動をする必要があります。

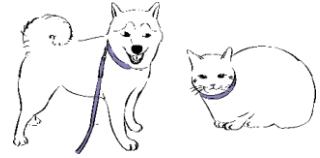
②少子化、単身世帯の増加、価値観の変化などにより、お墓の承継者が途絶えたことに伴う墓じまいや無縁墓が増加しているため、適正な改葬手続を推進する必要があります。また、市営墓地及び墓園を適正に維持管理するため、使用者が亡くなられた場合の適正な承継手続や返還手続、返還墓所の再使用などを推進する必要があります。家族葬の増加や葬儀参列者の減少など、葬儀のあり方が変化しているため、利用者のニーズに応じた葬祭施設等を管理運営する必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	下水道を除く合併処理浄化槽設置率	40% (令和元年度)	58% (令和6年度)	75% (令和12年度)
継続	合葬式納骨施設使用許可数	合計1,244体 (平成22年度～令和元年度)	合計2,345体 (平成22年度～令和6年度)	合計2,700体 (平成22年度～令和12年度)

● 関係計画

基本計画 6-2-1	快適な生活環境の維持・向上
取組方針	<ul style="list-style-type: none">● 環境調査の継続と市民への迅速な周知に努めます。● 身近な公害問題に関する意識啓発の推進に努めます。● 合併処理浄化槽への転換を促進します。● 愛護動物の適正な飼育を推進します。● 生物多様性の確保に努めます。● 人と動物が共に生きられる社会を目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">● 大気汚染の監視継続と悪化時の連絡手段の拡充● 大規模事業場の排水・騒音調査● 生活型公害対策の指導・啓発● 合併処理浄化槽への転換の補助及びメニュー拡充の検討● ペットの適正飼育の啓発及び飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進● 自然環境や希少種の保護推進及び外来生物の侵入防止対策● 災害時のペットの救護対策の推進 など



基本計画 6-2-2	時代に調和した斎場施設等の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">● 適正な改葬手続を推進します。● 市営墓地及び墓園等の適正管理を推進します。● 利用者のニーズに応じた斎場施設を目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">● 改葬等の手続きに関する指導・広報・啓発● 合葬式納骨施設の利用周知● 市営墓地及び墓園の維持管理● 市営墓地及び墓園の承継等の手続きに関する指導・広報・啓発● 市営墓地及び墓園の再使用推進● 斎場施設の維持管理 など



● 課題解決に向けた取組方針

関係計画	<ul style="list-style-type: none">● 第3次環境基本計画及び環境保全行動計画（令和5年度）● 新居浜市生活排水処理基本計画(令和7年度改訂)
-------------	--

施策 6 – 3 循環型社会の実現



● 現況と課題

①令和4年10月からの家庭ごみの一部有料化により有料化したごみは大幅に減少したものの、依然として本市のごみ量は全国平均より多く、リサイクル率も微減傾向で、全国平均より低い状況が続いています。しかし、人口減少社会においても、安定的なごみ処理を維持するためには、食品ロスの削減など更なる減量により、コンパクトなごみ処理体制を構築し、循環型社会の実現を推進することが重要です。このため、市民・事業者の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する意識の向上に加え、民間資源化処理をさらに活用したごみ処理体制の検討などが必要です。

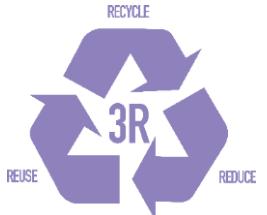
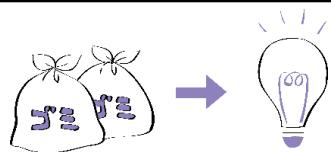
②衛生的な住みよいまちづくりのためには、適正で安定した廃棄物処理体制が重要です。しかし、いまだに山や川などへの不法投棄、ごみステーションへの不適正排出や住民負担、事業者の不適正処理などが問題となっており、加えて処理施設の老朽化が進むなど、課題が多く残されています。このようなことから、市民と連携した不法投棄防止・環境美化活動の取組、ごみステーション管理のルール整備や支援、適正処理啓発、廃棄物処理施設の安定稼働など、適正かつ安定的なごみ処理体制の構築を排出から処理段階まで総合的に進めることが重要です。また、南海トラフ巨大地震等大規模災害時には甚大な量の廃棄物の発生が予想されているため、処理・協力体制の構築を進めるとともに、市民への啓発など平時の準備を進める必要があります。

③清掃センターは令和14年度までの長寿命化を目指していますが、更なる長寿命化には課題も多く、新施設の検討が必要です。一方、供用を終了した廃棄物処理施設が廃止されておらず、将来負担になることが予想されています。このようなことから、人口減少社会においても持続的に廃棄物の安定処理ができるよう、旧施設を適切に廃止するとともに、広域化・集約化・効率的な資源化・エネルギー化を視野に入れた廃棄物処理施設の再編を検討する必要があります。

● 成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	640g (令和元年度)	523 g (令和6年度)	487 g (令和12年度)
継続	不適正排出対応件数	1,203件 (令和元年度)	1,625件 (令和6年度)	1,300件 (令和12年度)
追加	不法投棄対応件数	81件 (令和元年度)	45件 (令和6年度)	36件 (令和12年度)
継続	一般廃棄物処理施設の共同化・集約化実施件数	0 件 (令和元年度)	2件 (令和6年度)	2件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 6－3－1	ごみ発生抑制と資源循環の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロスの削減やインセンティブを活用したごみ減量、資源化推進施策を強化します。 ●ごみの減量・3Rに関する市民の意識向上を目指します。 ●分別や排出マナーの徹底強化を推進します。 ●民間資源化ルートを有効に利用したごみ処理方法を検討します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rの広報・啓発の取組強化 ●適正な分別種別の検討 ●資源ごみ集団回収などの推進 ●ごみ処理の有料化の検討 ●収集運搬体制見直しの検討 など
	
基本計画 6－3－2	適正かつ安定的なごみ処理体制の確立
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●安定的なごみ収集体制の維持を目指します。 ●災害時に円滑な廃棄物処理ができるよう体制を整備します。 ●不法投棄のないまちづくりを目指します。 ●事業系廃棄物に関する適正処理啓発を強化します。 ●廃棄物処理施設の計画的な長寿命化を実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●適正処理に関する指導・広報・啓発 ●ごみステーションの管理・利用ルールの確立 ●不法投棄監視体制の強化 ●環境美化活動や空き地等適正管理の推進 ●災害時の廃棄物処理体制の検討・整備及び啓発 ●廃棄物処理施設の延命化の推進及び予防保全の実施 など
	
基本計画 6－3－3	時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●旧施設の廃止・跡地利用を検討します。 ●広域化・集約化の視点も加えた施設の再編を目指します。 ●廃棄物等を利用した効率的で安定的な資源化・エネルギー化を目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の広域化・集約化及び民間活用の調査検討 ●施設の廃止・撤去・跡地利用の検討及び推進 ●廃棄物等の高効率資源回収・熱回収等の調査検討 など
	

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市一般廃棄物処理実施計画(毎年度) ●新居浜市清掃センター長寿命化総合計画(令和2年度) ●「第3次にいはま環境プラン(環境基本計画及び環境保全行動計画)」(令和5年度) ●新居浜市災害廃棄物処理基本計画(令和6年度改訂) ●新居浜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和7年度改訂)
-------------	---

施策 6－4 上下水道事業の推進



● 現況と課題

①安心して水道水を利用できるよう、常に良好な水源(安全な水質・安定した水量)を維持するとともに、上水道施設を適切に維持管理する必要があります。また、地震や豪雨等の自然災害に備えた上水道施設の整備が求められています。本市産業の活性化と発展を図るため、台風や渇水時にも安定した利用ができ、かつ安価な工業用水道が求められています。

②公共下水道事業については、人口減少が進む中、公共水域の保全及び都市環境の向上のため、合併処理浄化槽を含めた効率的な汚水処理施設の整備を行う必要があります。また、安定的に下水を処理し、将来にわたって生活環境を保全できるよう、下水道施設を適切に維持管理するとともに、地震や豪雨等の自然災害に備えた下水道施設の整備が求められています。

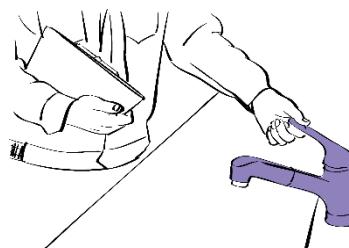
③人口減少や節水意識の高まりにより水需要が低迷し、収入が減少する一方で、多くの水道及び下水道施設が老朽化し、南海トラフ巨大地震等の災害対策も必要となり、施設の更新や耐震化などには多額の投資が必要です。将来にわたり持続可能な上下水道事業の運営を行うためには、官民連携による効率的な施設の管理更新、経営状況や社会情勢の変化を踏まえた定期的な料金水準の検証などに取り組み、経営基盤の強化を進めていく必要があります。

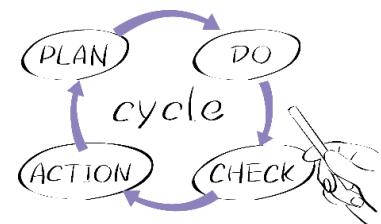
④別子山地区では、安全な水を安定して供給するため、浄水施設や計器等を適切に維持管理する必要があります。導・配水管の老朽化が進んでおり、需要に応じた更新を検討する必要があります。

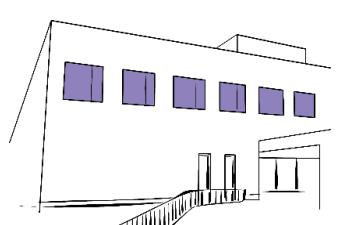
● 成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	水道施設耐震化率 (①配水池・②基幹管路)	①54.0% ②34.6% (令和元年度)	①71.4% ②43.1% (令和6年度)	①80%以上 ②53.4% (令和12年度)
継続	工業用水道基幹管路耐震化率	48.8% (令和元年度)	59.0% (令和6年度)	64.9% (令和12年度)
継続	下水道管路施設の健全率	97.58% (令和2年度)	98.03% (令和6年度)	100% (令和12年度)
継続	水道経常収支比率	117.6% (令和元年度)	130.05% (令和6年度)	100%以上 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

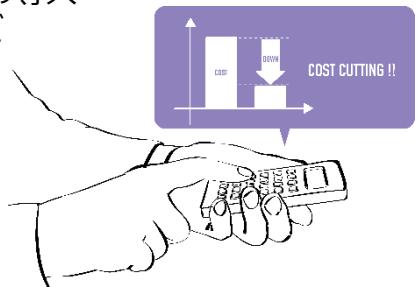
基本計画 6-4-1	水道水の安定供給
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●精度管理された方法で水質を管理し、良好な水源を維持します。 ●水道施設整備を実施し、老朽化や自然災害等への対策を促進します。 ●災害時に、応急給水・応急復旧マニュアルを有効に機能させます。 ●他事業体との広域連携や官民連携を推進します。 ●応急給水用の水道水の配水に係るシステム構築の検討を進めます。 ●別子山簡易給水施設の維持管理を継続します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●精度の高い水質検査の実施と水源井戸の浚渫及び監視の強化 ●アセットマネジメント計画と災害等に関する適正な水道施設の効率的な整備 ●応急給水・応急復旧マニュアルに基づく防災訓練の実施 ●水道広域化プラン及び水道事業担当者会への参加 ●耐震化配水池整備の促進及び緊急遮断弁設置 ●別子山地区の導・配水管の需要に応じた更新 など 

基本計画 6-4-2	工業用水の安定供給
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●工業用水道事業の効率化を図り、適正な価格で利便性の高い工業用水の供給を推進します。 ●計画的に適切な施設の維持管理を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●PDCAサイクルに基づく事業効率化のためのフォローアップの実施 ●更新・耐震化計画の進捗管理と修正 ●コスト縮減となる最新の更新工法の調査研究 など 

基本計画 6-4-3	下水の安定処理
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的な汚水処理施設の整備を推進します。 ●新技術や民間活力、交付金などを活用しながら、下水道関係施設の整備や更新費用を適正化し、計画的に維持管理を行います。 ●地震や豪雨等の自然災害に対応できる下水道施設整備を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道全体計画及び事業計画区域の検討 ●下水道事業経営戦略の進捗管理及び下水道施設のストックマネジメント計画に基づく改築更新の推進 ●下水処理場、雨水ポンプ場等下水道施設の耐震及び更新工事の実施 など 

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 6-4-4	上下水道事業の経営基盤の強化
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●コスト縮減、事業の効率化、未収金縮減に取り組みます。 ●定期的に料金水準が適正かどうかの検証を実施します。 ●省電力型機器類の導入により電力使用量削減を促進します。 ●官民連携による効率的な施設の管理更新を行います。 ●積極的に漏水防止対策を推進し、有収率の向上に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設のダウンサイ징及び広域連携の検討 ●経営状況や社会情勢の変化を踏まえ、料金水準の適正性について定期的に検証 ●経営戦略の定期的な見直し及び未収金縮減対策の継続的な実施 ●水道高効率ポンプへの更新、深夜電力の利用割合向上の検討 ●ウォーターPPPを含む、上工下水道事業一体での包括委託事業の導入 ●新たな漏水検知手法の導入検討、老朽管路の更新を加速 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市水道事業経営変更認可(平成22年度) ●新居浜市水道事業基本計画（令和2年度） ●新居浜市公共下水道ストックマネジメント計画(令和3年度) ●新居浜市水安全計画(令和4年度) ●新居浜市下水道総合地震対策計画(第2期)（第1回改定）(令和4年度) ●新居浜市工業用水道事業更新・耐震化計画(経営戦略)(令和5年度) ●新居浜市公共下水道事業全体計画(令和5年度) ●新居浜市公共下水道事業計画(令和5年度) ●新居浜市水道事業経営戦略(令和5年度) ●新居浜市公共下水道事業経営戦略(令和5年度) ●新居浜市上下水道耐震化計画（令和6年度） ●新居浜市新水道ビジョン(令和6年度)
------	--

(行財政運営) 持続可能なまちづくりの推進

施策 7－1

人口減少対策とシティブランド戦略の推進



- 1 移住・定住の促進
- 2 出会い・結婚支援の推進
- 3 シティブランド戦略の推進

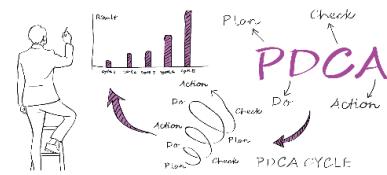


施策 7－2

開かれた市政の推進



- 1 コミュニケーション型広報の推進
- 2 情報提供メディアの複合的な利活用
- 3 対話型広聴の推進
- 4 透明性の高い行政運営の推進



施策 7－3

効果・効率的な自治体経営の推進



- 1 質の高い行政運営
- 2 組織の効率化と職員の育成
- 3 健全財政の維持
- 4 アセットマネジメントの推進
- 5 広域行政の推進



施策 7－4

ICT（情報通信技術）の利活用と市民サービスの向上



- 1 行政機能の向上
- 2 情報セキュリティ対策の推進



施策 7－5

過疎地域及び離島地域の振興



- 1 別子山地区の持続的発展に向けた取組の推進
- 2 新居大島地域振興計画の推進



施策7－1

人口減少対策とシティブランド戦略の推進



●現況と課題

①人口の社会減少を抑制し地域の活性化を図り、地方創生を推進するため、お試し移住、移住フェアへの参加等、移住支援に継続して取り組む必要があります。移住を検討している人に対して住居に関する情報を広く提供する必要があることから、現在運用中の空き家バンクシステムの充実と積極的な利活用を図る必要があります。新卒者や市外居住者のUターン就職を支援するため、市内における雇用情報や愛媛県の奨学金返還支援制度の周知を図る必要があります。

②本市では、昭和55年をピークに人口減少が続いていることから、少子化の一因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚することを希望する人が結婚しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

③新居浜市の魅力・認知度を向上させていくために、シティプロモーションの推進が求められていることから、シティブランド戦略を推進し、「新しいにいはま」の実現に向け、「Hello! NEW」を合言葉にブランド力を高めていく必要があります。本市ゆかりの方により組織されている全国「にいはま俱楽部」については、会員数の拡大、ネットワーク強化等活動を充実させていく必要があります。学生版全国「にいはま俱楽部」については各種情報提供や交流を通じて、ふるさとへの愛着やつながりを保っていく必要があります。移住定住人口の拡大に向け、新居浜市とつながりを持つ「関係人口」の創出に努めるとともに、「交流人口」の拡大に努め、選ばれるまちになる必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	移住者数	33人 (令和元年度)	442人 (令和6年度)	500人 (令和12年度)
継続	イベント等をきっかけとした婚姻数	14組 (令和元年度)	5組 (令和6年度)	10組 (令和12年度)
追加	結婚支援事業における参加者の満足度	—	88% (令和7年度)	97% (令和12年度)
継続	地域ブランド調査における本市の魅力度ランキング	483位／1,000位 (令和元年度)	507位／1,000位 (令和6年度)	400位／1,000位 (令和12年度)
追加	東洋経済新報社 都市データパック「住みよさランキング」	—	114位 (令和6年度)	100位以内 (令和12年度)
継続	移住・定住ポータルサイト「新居浜Life」訪問数	4,817件/月 (令和元年度)	5,640件/月 (令和6年度)	10,000件/月 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 7－1－1	移住・定住の促進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●移住相談・支援を継続します。 ●移住希望者にお試し住宅の案内などを通して、本市への移住促進を図ります。 ●U I Jターンを促進し若者の定住を促進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●移住相談・支援の継続 ●お試し移住(滞在)の推進 ●空き家バンク制度の運用 ●働く場所(テレワーク環境)の維持 ●募集を停止しているため削除 ●移住・定住ポータルサイト「新居浜Life」等を通じた本市の魅力発信 など 
基本計画 7－1－2	出会い・結婚支援の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚を望む未婚の男女へ出会いの機会を提供することにより結婚を支援します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●独身男女の出会いの場の創出 ●縁結びサポートセンターの充実 ●結婚サポーターによる支援 など 
基本計画 7－1－3	シティブランド戦略の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●各種メディアの利点を活かした戦略的なプロモーションを行います。 ●若年層の定着に向けた魅力の創生及び発信を行います。 ●市独自の価値、暮らしやすさの認知度向上を図り、質の高いアウターブランディングを推進します。 ●若年層を中心に新居浜市への愛着と誇りを感じる取組を進めます。 ●全国「にいはま俱楽部」活動の充実を図ります。 ●市民が求める、街の魅力向上に繋がるエンタメの誘致を目指します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜みらい会議の開催 ●プロモーションコンテンツの制作 ●定期便による市の情報の発信 ●各種アドバイザー、Hello! NEW新居浜アンバサダーの活用 ●全国「にいはま俱楽部」交流会の開催 ●全国「にいはま俱楽部」会員に対する定期発送やメール等による市の情報発信 ●高校生が求めるエンタメの検討 など 

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次新居浜市男女共同参画計画(令和2年度) ●新居浜市人口ビジョン(平成27年度)
-------------	--

施策7－2 開かれた市政の推進



●現況と課題

①市民が市政に関する情報を得る手段は、アンケートによると市政だと答える方が全体の7割以上を占めており、市民が読みやすく満足度を高める取組が求められています。より多くの人に関心をもって読んでもらえる紙面づくりに努めるほか、市民が親しみやすく、分かりやすい情報提供を継続していく必要があります。

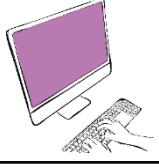
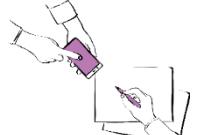
②SNS等情報提供メディアの普及に伴い、各種メディアの複合的な利活用が求められているため、令和4年度から開始した広報戦略を推進し、それぞれのメディアの特性に合わせたより効果的な情報発信を行う必要があります。

③幅広い市民の声を市政に反映させるために対話型広聴の推進・拡充が求められています。住民参加型の集会として定着している「まちづくりタウンミーティング」については、参加者の固定化がみられることから、様々な世代がより参加しやすく、対話が図れるような手法について検討していく必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	ホームページへのアクセス件数	5,231,000件 (令和元年度)	5,304,409件 (令和6年度)	5,500,000件 (令和12年度)
継続	メールマガジンやLINE、YouTubeなどのSNSの登録者数	11,698人 (令和元年度)	45,023人 (令和6年度)	58,000人 (令和12年度)
継続	広聴活動に関する満足度	— (令和元年度)	49% (令和6年度)	70% (令和12年度)
継続	パブリックコメントなどへの市民意見(件数/回)	4.5件 (令和元年度)	17.6件 (令和5年度)	10件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 7－2－1	コミュニケーション型広報の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●親しみやすい市政だよりの紙面づくりに努めます。 ●見やすいホームページづくりに取り組みます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だより紙面の刷新 ●電子媒体向け市政だよりの作成 ●翻訳版の作成 ●社会情勢に応じたホームページの刷新 など 
基本計画 7－2－2	情報提供メディアの複合的な利活用
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●情報発信の充実を図ります。 ●多様なメディアを活用した情報提供の充実を図ります。 ●各種メディアの特性に合わせたより効果的な情報発信を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●SNS利活用ガイドラインの作成 ●SNS担当者の設置 ●SNSによる情報発信のための情報収集 ●テレビの市政広報番組を活用した情報発信 など 
基本計画 7－2－3	対話型広聴の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりタウンミーティングの開催手法を見直し、幅広い市民に参加を促す広聴制度の検討を行います。 ●対話型広聴機能の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりタウンミーティングの手法の変更 ●市長への手紙・メールの啓発 ●市政モニター活動の充実 など 
基本計画 7－2－4	透明性の高い行政運営の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの充実を図ります。 ●審議会等の傍聴について周知と啓発を推進します。 ●市民に対し情報公開制度について認識していただくとともに、職員に対して同制度の理解及び適正な運用を促し、制度の推進を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●わかりやすい会議資料作り・公表 ●HP等を活用した会議の開催告知 ●公文書公開請求件数等の市政だよりへの掲載 ●情報公開手続の円滑化・広報 ●市政だより、ホームページ等へのパブリックコメントの掲載 など 

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none"> ●新居浜市シティブランド戦略(平成28年度) ●新居浜市広報戦略（令和4年度）
-------------	--

施策 7 – 3 効果・効率的な自治体経営の推進



● 現況と課題

①人口減少に伴い財政状況が厳しくなることが予想される中、行政改革や行政評価による効率的な事業の実施が一層重要となってきます。今後、職員の意識やスキルの向上に努めるとともに、先進事例等の調査研究を進め、行財政改革を推進していく必要があります。また、地方創生の推進やSDGs推進に向けた取組により、地域の魅力を高めるとともに、持続可能な社会の実現を図ります。IoTやAI、ビッグデータを利活用し、本市域の抱える諸課題に対応しながら、人々の暮らしを豊かにするため、スマートシティの実現に向けた取組を行う必要があります。行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められています。

②組織が最大の効果を上げるためには、事業のスクラップアンドビルトと並行して、組織の効率化や適正な人員配置を進める必要があります。また、優秀な人材を確保し、育成するため、人事評価や職員研修等を通じ、職員の資質・能力を高め、公務に対する高い意識を醸成することとあわせ、キャリアアップを通じた自己実現を図ることで成長を促し、優秀な人材の離職防止への取組を一層進める必要があります。

③今後人口減少に伴う市税等の減少が避けられないことから、引き続き収入率の向上など安定的な財源確保に努め、発展と継続を両立できる財政構造を構築し、財政健全化に向けた取組を進める必要があります。ふるさと納税・企業版ふるさと納税については、市における財源確保及び自治体の認知度向上に資する制度であることから財源確保の一助となるよう、より多くの人に寄附をしてもらうための取組を進めるとともに、多様な財源の確保に積極的な取組が必要となります。

④加速度的に進む人口減少や、それに伴う厳しい財政状況により、公共施設等の将来的な負担の増加が見込まれる中で、PPP／PFIの取組を進めています。公共施設の統廃合については、平成30年に策定した「新居浜市公共施設再編計画」、個別の施設計画に基づき、より一層総量の縮減に取り組み、街のサイズにあった施設の再編を進める必要があります。

⑤人口減少が進行するに伴い、自治体間連携の重要性はますます高まることがから、今後継続して都市間交流や近隣都市との事業連携を行う必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
変更	効果・効率的な行政運営について不満を感じる市民の割合	12.6% (平成30年度)	22.1% (令和6年度)	18.3% (令和12年度)
継続	職員提案の採用件数	合計70件 (平成14年度～令和元年度)	合計89件 (平成14年度～令和6年度)	合計120件 (平成14年度～令和12年度)
継続	実質公債費比率	1.5% (令和元年度)	3.1% (令和6年度)	5.6%以下 (令和12年度)
追加	財政調整基金残高	—	16.3億円 (令和6年度)	30億円 (令和12年度)
継続	将来負担比率	14% (令和元年度)	— (令和6年度)	14%以下 (令和12年度)
継続	公共施設再編計画に基づく統廃合による床面積削減率	0 % (令和元年度)	2.62% (令和6年度)	3.89% (令和12年度)
変更	広域行政の推進について不満を感じる市民の割合	12.5% (平成30年度)	16.6% (令和6年度)	14.1% (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 7－3－1	質の高い行政運営
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●PDCAサイクルに基づいた行政評価制度の推進を行います。 ●先進事例の調査研究を進め、行財政改革を推進します。 ●スマートシティの実現に向けた取組の検討を行います。 ●内部統制制度の導入に向けた検討を行います。 ●SDGsの達成に向けた取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●行政評価制度の適宜見直し ●行政評価職員研修の実施 ●先進自治体からの情報収集 ●データ収集プラットフォームの運用 ●新居浜地域スマートシティ推進協議会の運営 ●SDGs推進プラットフォームを活用したパートナーシップの連携強化 など



基本計画 7－3－2	組織の効率化と職員の育成
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●人事評価制度を効果的に活用するとともに人材育成を図ります。 ●研修の充実を図ります。 ●職員提案制度の充実を図ります。 ●適正な定員管理に努めます。 ●就職先としての新居浜市の魅力を知ってもらうための取組を推進します。 ●働きやすい職場環境整備への取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●組織機構の見直し ●各種研修の見直し・推進 ●職員提案制度の見直し ●職員の確保に向けた採用活動の充実 ●定員管理ヒアリングの実施 ●新居浜市特定事業主行動計画に基づく取組の推進 ●若年層の離職防止に向けた取組の推進 など

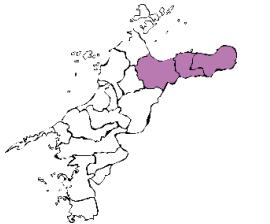


基本計画 7－3－3	健全財政の維持
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ●安定的な歳入の確保に努めます。 ●ふるさと納税や企業版ふるさと納税など寄附の拡充に努めます。 ●計画的な歳出の抑制に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市税等の収入率の向上 ●使用料・手数料の定期的な見直し ●財務諸表の分析 ●新たな財源確保に向けた取組の推進 ●返礼品の新規開拓と寄附獲得の為のPR ●普通財産の売却促進 ●新規施策の採択と既存事業の廃止の推進 など



●課題解決に向けた取組方針

基本計画 7－3－4	アセットマネジメントの推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市アセットマネジメント推進基本方針及び新居浜市公共施設再編計画に基づき、各施設の長寿命化及び総量縮減に努めます。●施設ごとに改修方針などについての個別計画を策定し、計画的な維持管理・再編に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●長寿命化のための個別施設計画の策定●施設類型別の個別再編計画の策定●新居浜市公共施設再編計画の見直し など 

基本計画 7－3－5	広域行政の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●広域で連携することによるスケールメリットを活かした効果的な事業展開に向けた検討を行います。●都市間交流を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●近隣市と連携した事業の実施●都市間交流協定等に基づく事業の実施 など 

●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市公共施設再編計画(平成30年度)●新居浜市アセットマネジメント推進基本方針(平成23年度)●新居浜市人材育成・確保基本方針（第3次改訂版）（令和7年度改訂予定）●新居浜市債権管理計画（令和7年度～令和9年度）●新居浜市特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）
-------------	---

●現況と課題

①デジタル技術の進展とライフスタイルの変化により、行政サービスにも「いつでも・どこでも」利用可能な利便性が求められる時代となっており、デジタル技術を活用した市民サービスの高度化に取り組んでいます。いつでも、どこでもつながるスマート市役所」として、来庁者の負担を軽減する「書かない窓口」「行かない窓口」などの窓口DXが進んでおり、申請や証明書発行における利便性と効率性の向上が図られています。また、多くの市税・料金がコンビニ収納に対応し、電子決済の導入が進むことで、市民の多様なニーズやライフスタイルに合わせた支払い方法の整備も進んでいます。今後も時代の変化に応じた環境の整備を推進していく必要があります。それに伴い、職員の業務負担の軽減、市民の利便性の向上を実現するため、業務システムを変化に柔軟に対応できるよう見直しをしていくことが重要です。個人番号カードの利活用は広がっており、今後も本人認証手段としての機能を活かしたさらなる多目的活用が期待されています。また、感染症や大規模災害等のリスクに備え、市役所業務の継続性を確保するための分散業務体制やテレワーク環境の整備など、内部業務のDXも加速しており、非常時においても安定した行政サービスが提供できるよう、引き続き環境の整備が必要です。選挙においては、選挙人が快適に投票できるよう、引き続き有権者が投票しやすい環境の整備に取り組んでいく必要があります。

②情報セキュリティ対策については、府内LANから外部インターネット環境を分離し、機密性はもとより、可用性や完全性の確保にも十分配慮された攻撃に強い内部ネットワーク等の構築を図っていましたが、今後、継続して情報漏えいの防止に努めるとともに、セキュリティ研修により職員の情報保護の意識を高め、セキュリティの確保を維持していく必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定時	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
変更	行政サービスについて不満を感じる市民の割合	15.1% (平成30年度)	23.1% (令和6年度)	19.9% (令和12年度)
継続	情報漏えい事故件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和6年度)	0件 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 7-4-1	行政機能の向上
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●AI技術を活用し、事務効率の改善を図ります。●収納方法の多様化及び収納事務の効率化を図ります。●行政ポイントの活用を通じた経済循環等の推進を目指します。●ICT(情報通信技術)に係る最新の情報収集に努め、行政業務システム等について適宜見直しを行います。●投票環境向上に向け様々な取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●先進地の事例調査・研究●ICTを活用した住民の利便性の向上と自治体業務の効率化の推進●投票所移動支援の推進●期日前投票所の充実●クレジット収納導入の検討●キャッシュレス対応窓口の増設●愛媛県デジタル総合戦略に基づく協働事業の推進 など



基本計画 7-4-2	情報セキュリティ対策の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●コンピュータウィルス等の情報収集に努め、有効な対応策を検討してシステムの導入及び安定運用を図ります。●情報漏洩を防ぐために情報セキュリティ研修を実施し、職員の情報保護の意識を高めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●最新の防御システムの維持●セキュリティ研修の継続実施 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市ICT業務継続計画（令和元年度）●新居浜市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画（令和3年度）
-------------	--

施策7－5

過疎地域及び離島地域の振興

10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



●現況と課題

①平成15年に合併した別子山地区は、四季折々の景観に恵まれた豊かな自然環境と別子銅山産業遺産群などの地域資源を活かし、地域内外との交流を促進するとともに、安全安心な生活の確保に重点を置き、活力にあふれ、いきいきと輝く地域づくりに取り組んでいく必要があります。しかしながら、別子山地区の人口は令和7年3月末時点で108人まで減少し、高齢化(65歳以上)率は54.6%となっており、過疎化や高齢化に歯止めはかかっていません。大幅な人口増加は望めませんが、道路の整備が進んだことにより、別子山地区への移動時間が短縮されたこと、都市住民の自然への指向性、価値観が高まる中で別子山の豊かな自然と美しい景観、素朴な人とのふれあいを求める観光客が増加しており、「新居浜市過疎地域持続的発展計画」及び「山村振興計画」に基づく施策により活性化を図る必要があります。

②大島を含め、日本でも数か所でしか栽培されていない希少な七福芋(白いも)は、新居浜市の特産品、地域資源としてブランド化を推進しており、七福芋を使用した加工品等が市内の製菓店等で販売されているとともに、ふるさと納税の返礼品になっています。また、「とうどおり(市指定無形民俗文化財)」など、大島固有の伝統文化や、離島ならではの自然環境、歴史文化遺構は本市の貴重な地域資源であるため、今後、策定予定の「新居浜市文化財保存活用地域計画」において、保全方策を検討する必要があります。一方、大島の人口は令和7年3月末時点で124人まで減少し、高齢化率は65%となっており、農業や漁業など地域の経済活動を担う人材の減少・高齢化が大きな課題となっています。こうした状況を踏まえ、大島の振興を目的に策定した「新居大島地域振興計画」(令和5年度～令和14年度)に基づき、大島島民のみならず、民間企業や市民団体と連携した実効性のある取組を進める必要があります。

●成果指標と目標値

区分	成果指標名	計画策定期	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
継続	地域おこし協力隊制度等を通じたのべ移住者数	3人 (令和元年度)	6人 (令和6年度)	13人 (令和12年度)
継続	民間企業や市民団体と連携した大島関連イベントへの参加者数	315人 (令和元年度)	858人 (令和6年度)	950人 (令和12年度)

●課題解決に向けた取組方針

基本計画 7-5-1	別子山地区の持続的発展に向けた取組の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市過疎地域持続的発展計画に基づく取組を推進します。●「山村振興計画」に基づく取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●地域おこし協力隊制度の活用●別子山ブランドの育成・拡充●住民参加型組織との連携 など



基本計画 7-5-2	新居大島地域振興計画の推進
取組方針	<ul style="list-style-type: none">●「新居大島地域振興計画」に基づく取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">●地域交流センターの有効活用・地域おこし協力隊制度の活用●愛媛県離島フェアへの出展●大島白いも(七福芋)ブランドの育成・拡充●漁港機能の維持、海岸保全●周辺道路の維持管理 など



●関係計画

関係計画	<ul style="list-style-type: none">●新居浜市山村振興計画(平成28年度)●新居浜市過疎地域持続的発展計画（令和3年度）●新居大島地域振興計画（令和5年度）
-------------	--